

第2次城陽市総合計画総括報告書

平成18年3月

市長公室 政策推進課

はじめに

本市では、平成6年に第2次城陽市総合計画を策定し、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を都市像に、計画を推進してまいりました。

この間、本市を取り巻く環境は少子高齢化の進行や情報化社会の到来、地方分権の進展など、社会経済情勢が大きく変化し、さらに人口減少や長引く景気低迷の影響などにより都市構造や行財政構造などに変化が生じております。

このため、将来的な視点と展望に立った新たな総合計画（(仮称)第3次城陽市総合計画）の策定に着手したところです。

今回、第2次城陽市総合計画基本計画が平成17年に目標年次を迎えたことから、第2次城陽市総合計画について中間総括を行いましたのでご報告いたします。

本市では今後も計画の推進に一層、努めてまいり所存でありますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年（2006年）3月

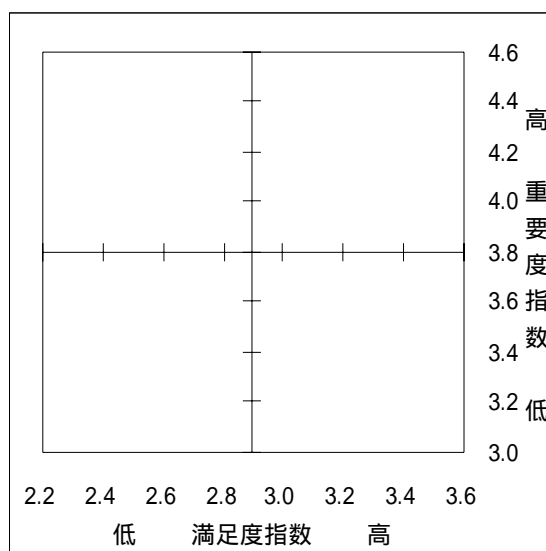
城陽市長 橋本昭男

〔総括報告書の見方〕

- ・ 「取組方針」では、基本構想の施策の大綱（政策の基本的方向）を示している。
- ・ 「市民アンケート結果」では、平成 17 年 10 月に行った「市民まちづくりアンケート」の結果を示している。
- ・ 「取組実績」では、施策ごとに主な取組実績を示している。
- ・ 「総括」では、市民アンケート結果及び取組実績を踏まえて総括している。

< 「市民アンケート結果」図表の見方 >

市民アンケートにおける施策毎の満足度、重要度に対する回答結果について、選択肢である「満足している」「重要である」を 5 点、「どちらかといえば満足している」「やや重要である」を 4 点、「ふつう」を 3 点、「やや不満である」「あまり重要でない」を 2 点、「不満である」「重要ではない」を 1 点とし、45 の取り組みごとに各選択肢の回答数と点数を乗じ、それを回答者数で除することで指数を算出している。散布図の原点は満足度の平均点（2.88 点）と重要度の平均点（3.76 点）が交わる部分となり、その交差部分が最も平均的な評価となっている施策とみなすことができる。



目 次

第1節 環境を生かした秩序あるまちづくり

1 . 市街地整備	1
2 . 公園・緑地	2
3 . 公共交通体系	3
4 . 道路	4
5 . 河川・排水	5
6 . 上・下水道	6
7 . 電力・ガス	7
8 . 情報・通信	8

第2節 快適、安全で住みよいまちづくり

1 . 都市景観	9
2 . 住宅	10
3 . 交通安全・防犯	11
4 . コミュニティ	12
5 . 防災・消防	13
6 . 環境衛生	14
7 . 公害対策	15
8 . 葬祭場・墓地	16

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

1 . 地域福祉	17
2 . 高齢者福祉	18
3 . 心身障害者(児)福祉	19
4 . 児童・母子(父子)福祉	20
5 . 低所得者福祉	21
6 . 女性施策	22
7 . 勤労者福祉	23
8 . 消費者保護	24
9 . 保険・年金	25
10 . 保健・医療	26

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

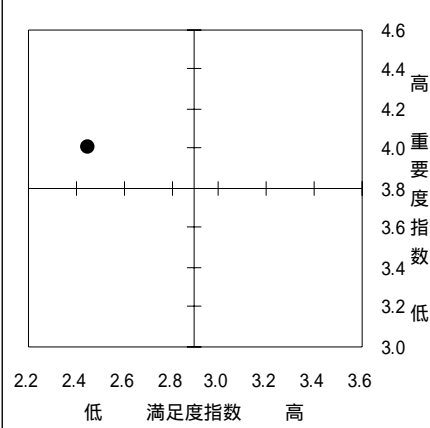
1．生涯学習	27
2．幼児教育	28
3．学校教育	29
4．障害児教育	30
5．社会教育	31
6．スポーツ・レクリエーション	32
7．青少年健全育成	33
8．芸術・文化	34
9．文化財保護	35

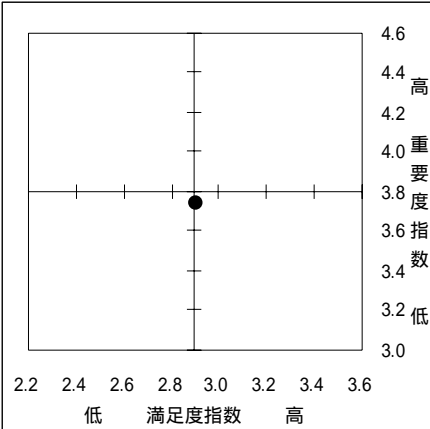
第5節 暮らしを高め、地域の産業を育てるまちづくり

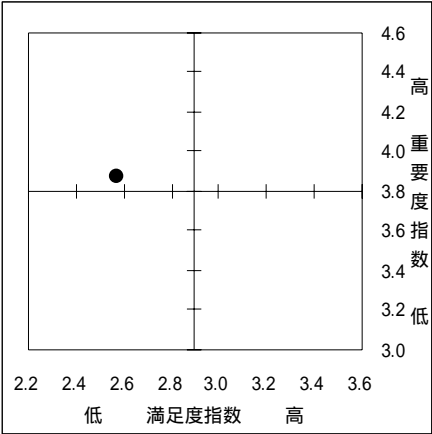
1．農林業	36
2．工業	37
3．商業・サービス業	38
4．観光	39

第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて

1．人権と平和の尊重	40
2．国際交流	41
3．市民参加	42
4．行政運営	43
5．財政運営	44
6．広域行政の推進	45
7．国・府等への要請	46

<p>第1節 環境を生かした秩序あるまちづくり</p>	
<p>1. 市街地整備</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>道路、河川、上・下水道、公園など根幹的都市施設と生活関連施設の整備を重点的に行うとともに、鉄道による市域分断、流水障害などの解消に努める。</p> <p>なお、これらの整備にあたっては、それぞれの機能がより高度に発揮されるよう総合的に整備する。</p> <p>近鉄寺田駅から JR 城陽駅に至る地区をシビックゾーンとして整備し、本市の顔づくりを進める。さらに、市内各駅の性格を十分考慮した周辺再整備を進め、特色ある駅前市街地の形成を図り、地域の中心として整備する。</p> <p>既成市街地では、過密、用途混在による環境悪化の改善、防災対策の強化、緑化協定、地区計画の推進などを図り、各地区の特性を生かした生活環境の向上に努める。</p> <p>新市街地の形成については、土地区画整理事業など先行的な基盤整備を推進するとともに、交通網の整備による立地条件の改善、適正な開発指導、緑化協定、地区計画の促進などにより田園、山林に調和した計画的、段階的な整備を進める。</p> <p>第二名神自動車道インターチェンジ周辺や山砂利採取地域などにおいては、既成市街地と関連した、さらには本市の都市機能の向上に資する土地利用を図る。</p> <p>また、歴史的な風景やたたずまいを生かした個性と落ち着きのある市街地の保全整備に努める。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(1)土地区画整理事業や駅前整備、山砂利採取地域の跡地整備などの市街地整備に関する取り組み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成7年度 寺田駅前広場整備工事完成 ● 平成7年度 JR 城陽駅東地区土地区画整理事業が完成 ● 平成8年度 東部丘陵地利用計画を策定 ● 平成10年度 近鉄寺田駅周辺の住民により寺田駅前まちづくり協議会を設立し、市も協働の立場から活動を支援 ● 平成13年度 都市計画法第18条の2に基づく、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定 ● 平成15年度 城陽市市街地拡大推進プロジェクトチームを設置し、市街地拡大の取り組みを進めている。 ● 平成17年度 東部丘陵地整備計画検討委員会を設置
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、満足度が低く、重要度は比較的高くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、シビックゾーンの整備や地域核の整備、既成市街地の整備、新市街地の整備、山砂利採取地域の整備など、ほとんどの施策が着手はされているものの、達成状況は不十分である。</p> <p>これらのことから、駅前整備、山砂利採取地域の跡地整備などの市街地整備に関する取り組みは十分とはいえ、今後とも取り組みの必要性の非常に高い施策であると言える。</p>	

<p>第1節 環境を生かした秩序あるまちづくり</p>	
<p>2. 公園・緑地</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>市民の身近なスポーツや憩いの場として、また、避難広場など多様な機能と用途をもった都市の公共空間として、計画的に公園・緑地を配置し、その体系的整備に努める。</p> <p>また、神社などの緑地の保全、河川敷、遊休地の有効利用を図るとともに、市内に点在する文化遺産、レクリエーション資源、公園等を緑道、サイクリングロード等で結び、避難路としても活用できる緑のネットワークの形成に努める。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(2)公園・緑地の整備、緑のネットワーク形成に関する取り組み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成3年度～平成17年度 緑と水辺のやすらぎ回廊(桜づつみ)の整備計画区間2.7kmのうち2.1kmを整備 ● 平成9年度 宿泊施設プラムイン城陽・エントランス広場・駐車場の供用開始 ● 木津川右岸運動公園(仮称)の整備に向け京都府と連携した取り組み(平成7年度都市計画決定) ● 平成10年度 鴻ノ巣山運動公園広場・こもれびの森他が完成 ● 平成11年度 緑化の保全及び推進に関する基本計画である「城陽市緑の基本計画」を策定
<p>総括</p>	
<p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。</p> <p>取組実績に示すように、総合運動公園の整備や史跡の活用に取り組んでおり、成果があがっている。また、緑の基本計画、公園・緑地の維持管理や緑のネットワークの形成についても、取り組みを進めてきている。一方で公園・緑地の配置計画の策定や都市公園の整備については、着手はしているものの、達成状況は不十分である。</p> <p>これらのことから、公園・緑地の整備については比較的充足されていると言える。</p>	

<p>第 1 節 環境を生かした秩序あるまちづくり</p>	
<p>3 . 公共交通体系</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>市民の足として重要な役割を果たしている鉄道については、近鉄京都線の連続立体交差化と輸送力の増強、JR 奈良線の複線化、片奈連絡線の建設促進を図る。</p> <p>また、駅、駅前広場については、ターミナル機能、人びとの交流機能を十分発揮できるように整備するとともに、身近な生活手段である自転車などの駐車場の整備を図る。</p> <p>バスについては、鉄道を補完する主要な公共交通機関として位置づけ、市域内各地区と駅を結ぶ路線を中心としたバス路線網の確保に努め、市民生活の利便の向上を図る。</p> <p>さらに、全国各地へとつながる高速交通網の整備を検討する。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(3)鉄道やバスなどの公共交通体系に関する取り組み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 7 年度 JR 城陽駅から東部地域を回る循環バス路線を開設 ● 平成 7 年度 寺田駅前広場バス・タクシーターミナルが完成 ● 平成 7 年度 城陽駅バス・タクシーターミナルが完成 ● 平成 9 年度 JR 奈良線で京都駅 - 宇治駅間の運行が JR 城陽駅まで延長 ● 平成 9 ~ 12 年度 JR 奈良線第 1 期高速化・複線化事業の実施 ● 平成 11 年度 JR 城陽駅と近鉄寺田駅を結ぶバス路線を開設 ● 平成 12 年度 みやこ路快速の運行が開始 ● 平成 15 年度 バス路線の見直しに着手 ● 平成 17 年度 既存のバス路線をリニューアルし、鴻ノ巣山運動公園近鉄寺田線と城陽団地循環線の運行を開始
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度が低く、重要度は平均的な評価となっている。</p> <p>取組実績に示すように、鉄道の整備による利便性の向上やJR 奈良線の複線化促進、東部丘陵地を循環する城陽東部循環線やJR 城陽駅と近鉄寺田駅を結ぶ城陽寺田線の路線を開設、バス・タクシーターミナルの整備などは取り組みが進んでいるが、近鉄京都線の連続立体交差化の促進については、未着手となっている。</p> <p>これらのことから、鉄道やバスなどの公共交通体系に関する取り組みは十分とはいえず、今後とも取り組みの必要性の非常に高い施策であると言える。</p>	

第 1 節 環境を生かした秩序あるまちづくり

4 . 道路

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

人、物の流れを的確に把握し、道路の機能、性格に応じた道路交通体系を確立する。

幹線道路については、大阪圏や中部圏、さらには京都、奈良、滋賀方面などとの連絡を強化するため、高規格幹線道路の整備を促進する。また、周辺市町との結びつきを強め、通過交通を市街地から排除するため、バイパスなどの道路整備の早期完成をめざす。

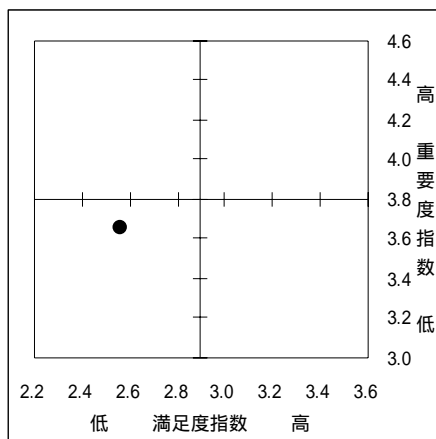
都市計画道路については、高規格幹線道路や国道などとの接続及び市街地全体にわたる交通条件を改善するため、安全性の確保に留意しつつ整備を進める。

生活道路については、市民が安全で快適な戸外生活を営めるよう整備し、また、駅その他、公共・公益施設へのアクセス道路を整備するとともに、市民の憩いの場ともなりうる親しみのある道路空間づくりを進める。

さらに、都市景観を整え、緑豊かな都市の実現のため、植樹帯を設けるなど道路の緑化を推進する。

市民アンケート結果

(4) 第二名神高速道路や国道・府道・市道などの道路網の整備促進に関する取り組み



取組実績

- 第二名神高速道路の建設促進を図るため沿線関係市町で京都府下第二名神高速道路沿線自治体連絡会を設置し要望活動を実施
- 地元の商工団体で構成する第二名神高速道路建設城陽推進協議会とも連携した要望活動を実施
- 道路交通体系の確立として、国道や府道整備について、京都府南部広域行政圏推進協議会、宇治木津線道路新設促進協議会、国道 307 号改良促進協議会に参画し、要望活動を実施
- 都市計画道路として、寺田停車場線、今堀庭井線、寺田西富野線、東城陽線(木津川右岸運動公園アクセス道路)及び水主長池線(市道 12 号線以東)の整備が完了。長池駅木津川右岸運動公園線、東城陽線について、整備を実施中
- 生活道路の整備として、街かど安全対策整備事業により、交差点改良、歩道整備を促進し、踏切改良にも着手
- 都市計画道路において、街路樹の緑化に努めている。

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度が低く、重要度は平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、交通安全施設の整備と道路緑化の推進は取り組みが進み、ほぼ達成されている状況である。高規格幹線道路の整備や国道 307 号の整備、都市計画道路の整備、生活道路の整備などの各種道路整備については、それぞれ着手しているものの未達成となっている。また、道路交通体系の確立は地域的に進めているが、コミュニティ道路の整備などの取り組みについては未着手となっている。

これらのことから、第二名神高速道路や国道・府道・市道などの道路網の整備促進に関する取り組みは進めているが、達成状況は不十分であると言える。

第 1 節 環境を生かした秩序あるまちづくり

5 . 河川・排水

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

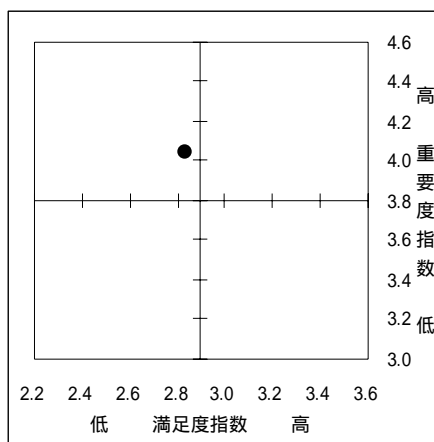
木津川については、治水・利水機能の増強を図るとともに、堤防敷の利用や高水敷の公園利用など親しめる水辺環境の創出を図り、レクリエーション的活用に努める。

また、本市の内水排除のかなめである古川の早期全面改修、天井川の青谷川、長谷川や、その他の河川・排水路の早期改修に努め、内水害の解消を図る。なお、これらの河川においても水辺環境の保全や積極的なレクリエーション的活用に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(5)河川や都市下水路などの浸水防除・環境対策に関する取り組み



- 平成 12 年度～平成 16 年度 総合排水計画の点検業務を実施
- 準用河川今池川の整備を促進し、浸水被害の防止と多自然型護岸を取り入れた整備を促進
- 京都府において城陽排水機場ポンプの増設、青谷川の梅溪橋付近の護岸工事、長谷川の天井川付近の護岸工事等を実施
- 平成 17 年度 国において木津川堤防の補強工事に着手
- 平成 17 年度 水辺環境整備として、今池川にポケットパークの整備を実施し、京都府においては古川の緑の河川復旧事業が進められている。

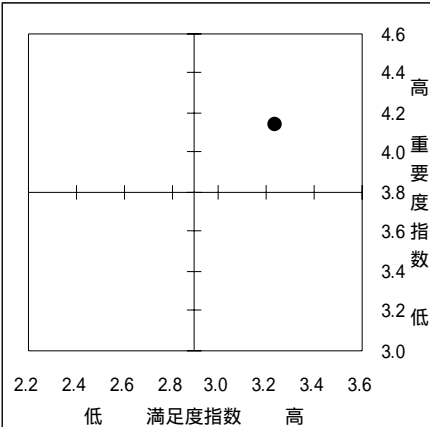
総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は比較的低く、重要度は比較的高くなっている。
 取組実績に示すように、維持管理の充実の取り組みは進んでいるものの、河川の整備、排水路の整備、水辺環境の保全と創出については着手しているが、達成状況は不十分である。
 これらのことから、河川や都市下水路などの浸水防除・環境対策に関する取り組みの達成状況は不十分であると言える。

第 1 節 環境を生かした秩序あるまちづくり

6 . 上・下水道

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】
 人口の増加、生活水準の向上、産業の発展とともに増大する水需要に対応するため、地下水の保全と
 かん養などによる水源の確保と、水道施設の整備充実に努め、清浄な水の安定供給を図る。
 快適な都市環境の確保、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、木津川流域下水道、
 関連公共下水道、都市下水路の早期整備に努める。
 また、水の大切さや水質保全についての市民意識の高揚を図る。

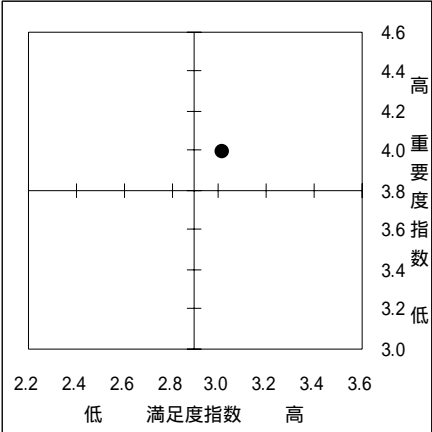
市民アンケート結果	取組実績
<p>(6)水の安定供給や下水道の整備に関する取り組み</p> 	<p>【上水道】 (給水戸数)平成 6 年度 26,557 戸 平成 11 年度 28,498 戸 平成 16 年度 29,670 戸 (石綿管延長)昭和 47 年度 73,795m 平成 11 年度 16,899m 平成 16 年度 3,289m (鉛給水管戸数)昭和 60 年度約 16,000 戸 平成 7 年度 14,012 戸 平成 16 年度 9,467 戸 (有収率)平成 6 年度 90.99% 平成 11 年度 92.03% 平成 16 年度 93.69%</p> <p>【下水道】 (人口普及率)平成 6 年度末 23% 平成 11 年度末 52% 平成 16 年度末 90% (水洗化人口)平成 6 年度末 15,737 人 平成 11 年度末 29,937 人 平成 16 年度末 56,685 人</p>

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度・重要度ともに高く、本市の主要施策として着実な事業進捗が達成できている状況にある。

(上水道)
 平成 9 年度以降の給水人口の減少や節水器具の普及などによって、有収水量の減少傾向が続いており、また浄水場等の水道施設や配水管などの耐用年数の到来に伴う更新事業の増加によって、今後の経営環境はさらに厳しさを増すことが予想される。
 このため、耐震性も考慮した大型施設(浄水場、ポンプ所等)の更新にかかる国の補助制度の創設を強く求めるとともに、平成 16 年度に示された「水道ビジョン」の推進に向けて、より健全な財政計画をとりまとめる必要がある。

(下水道)
 平成 16 年度事業で市街化区域の整備を一定終え、平成 19 年度で事業認可区域の整備の完成を目指している。なお、私道で地権者の承諾が困難な地域等の整備に向けて検討を進める必要がある。
 平成 17 年度から事業着手している市街化調整区域については、都市計画税を徴収している市街化区域の市民との負担の公平化を図るとともに、建設財源の確保を図るため、市街化調整区域下水道工事分担金徴収制度を創設した。
 平成 17 年度には、融資あっせん制度の啓発を強化するとともに、3 年以内の下水道接続者に対して、融資の借入れに対する利子の補給制度を創設した。
 事業所等の水洗化促進のため、普及執行体制を確立する必要がある。

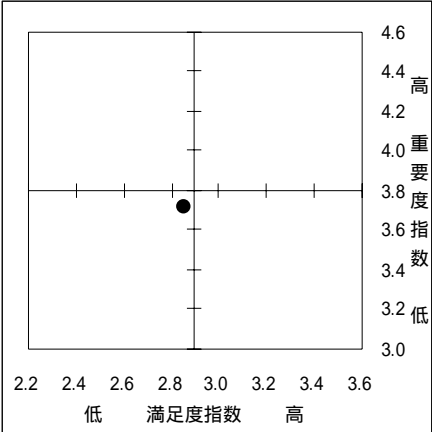
<p>第1節 環境を生かした秩序あるまちづくり</p>	
<p>7. 電力・ガス</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>増大する電力・ガスの需要にそなえ、安定した供給ができるよう、施設の整備と安全対策に努めるとともに、省エネルギー化についての市民意識の高揚を図る。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(7)電力・ガスの安定供給の維持や省エネに関する取り組み</p> 	<p>【電力・ガスの安定供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画における市の取り組みとして、「災害時におけるライフライン機能の確保」を明記した。 <p>【省エネルギーの推進と啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成14年度 「環境基本条例」の施行 ● 平成14年度 「環境基本計画」の策定 ● 平成14年度 ISO14001 認証取得 ● 平成14年度 「城陽市エコプラン」の策定 ● 平成14年度～ 環境フォーラムの開催 ● 平成15年度 「城陽環境パートナーシップ会議」の設立 ● 平成16年度 ISO 認証取得助成制度の実施 ● CO² 排出量（エコプラン）平成16年度 5,996tCO²（基準年度の平成13年度比 2.8%削減）
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに比較的高くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、電気・ガスの省エネについては、環境基本条例や基本計画の策定、ISOの認証取得等の施策を実施しており、成果があがっている。さらに市・市民・市民団体、事業者の協働による環境パートナーシップ会議が設立されるなど、市民意識が高く活動も活発になってきている。</p> <p>しかしながら、まだ全市的な取り組みになっていない状況から、今後、地球温暖化防止に向けた更なる施策の推進が必要である。</p>	

第 1 節 環境を生かした秩序あるまちづくり

8 . 情報・通信

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

高度情報化社会の進展に対応するため、総合的な情報通信基盤の整備や各種情報の迅速な提供などに努め、地域の活性化や市民サービスの向上を図る。

市民アンケート結果	取組実績
<p>(8)情報・通信基盤の整備促進等に関する取り組み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 13 年度 庁内 LAN 敷設、地域情報化計画策定 ● 平成 14 年度 庶務事務システム稼動 ● 平成 15 年度 総合行政ネットワーク接続 ● 平成 16 年度 インターネット整備、新施設予約システム稼動 ● 平成 17 年度 地域安心安全情報共有システム実験稼動、市公式ホームページ改訂 ● 情報化基盤は市の主な施設 28 にネットワーク敷設 ● 施設予約も一部であるが可能となった。 ● 不審者等の安心安全情報もメール等で発信できるようになった。 ● ホームページもすべての人々が年齢、利用環境等に関係なく、うまく利用できるシステムに改訂する。

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。
 取組実績に示すように、地域情報化計画の策定や行政情報システムの構築については、庁内ネットワークの構築及び新施設予約システムの稼動やメールを活用した情報発信等の取り組みが行われており、成果があがっている。また、情報通信基盤の整備も進んでいる状況にある。
 これらのことから、情報・通信基盤の整備促進等に関する取り組みは概ね充足していることがうかがえる。

第2節 快適、安全で住みよいまちづくり

1. 都市景観

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

森林、水辺など自然環境の保全に努めるとともに、乱開発などにより失われた緑を回復するため、緑化事業などの推進を図り、自然的・歴史的景観を生かして個性的で魅力に満ちた都市景観づくりを進める。

また、自然と緑を守る市民の自主的な取り組みを推進するなど市民意識の高揚を図り、自然と人間との調和のとれた緑豊かな都市環境を確保する。

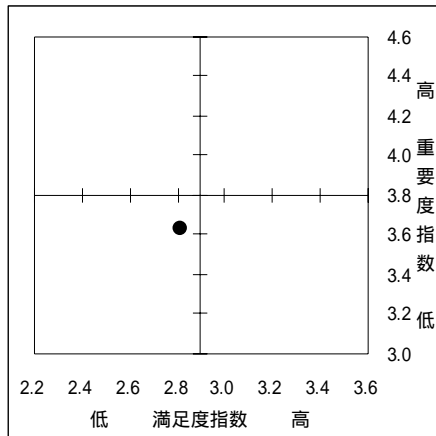
さらに、屋外広告物の監視・指導体制の強化やまちなみの修景事業を進めるなど、市街地景観の整備に努めるとともに、環境美化についての市民の積極的な参加・協力を求め、魅力ある美しいまちづくりを推進する。

なお、環境に著しい影響を及ぼす事業については、環境影響評価を行うとともに、環境保全に関する情報・管理システムの充実に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(9) 良好な都市景観の形成に関する取り組み



【都市景観】

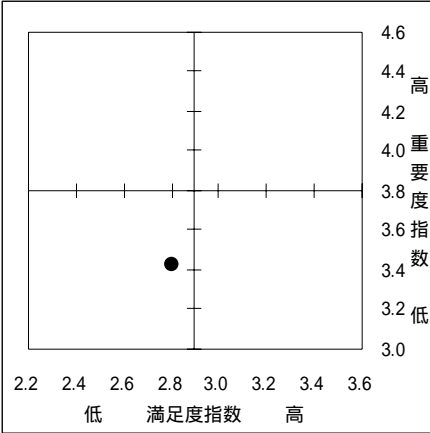
- 平成6年度～ 生垣設置費助成、グリーンパークの実施、記念樹（結婚・誕生）の配布
- 平成11年度 「城陽市緑の基本計画」を策定
- 平成12年度～ 屋外広告物の簡易除去、違法屋外広告物の現況調査の実施
- 平成13年度～ 名木・古木の認定
- 平成15～17年度 緑の象徴軸（水度参道）散策道の整備

【環境影響評価】

- 平成12～15年度 城南衛生管理組合の長谷山清掃工場の更新に際して、京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価が実施された。
- 環境保全に関する情報・管理システムの充実
- 毎年発行する環境報告書や市ホームページにおいて、各種の環境関連情報を提供している。

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。
 取組実績に示すように、環境の保全や緑化推進の取り組みでは、一定の成果があるものの、景観形成の既成・誘導、市街地景観・自然的景観の形成や歴史的景観の形成の取り組みは不十分である。
 これらのことから、良好な都市景観の形成に関する取り組みの達成状況は不十分であると言える。
 また、環境に著しい影響を及ぼす事業については、京都府環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施するなど必要な措置を講じており、また、環境保全に関する情報提供にも積極的に取り組むなど、成果があがっている。

<p>第2節 快適、安全で住みよいまちづくり</p>							
<p>2. 住宅</p>							
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>新規の需要については、住宅資金融資制度等の充実、適正な開発指導、建築協定の促進など適切な諸施策を講じ、良質の住宅と良好な宅地の供給を図るとともに、緑の保全、日照の確保、近隣騒音の防止など良好な住環境の形成に努める。</p> <p>狭小過密住宅地や住宅の老朽化が著しい地域については、良好な住環境を確保するため、地区計画の推進、共同建て替えなどにより環境改善を図る。</p> <p>また、高齢者や障害者などに対する配慮をはじめ、多様な家族構成に対応した住宅施策を展開するとともに、低所得者の住宅需要については、公営住宅の建設など公的施策の拡充に努める。</p>							
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>						
<p>(10) 宅地供給、公的住宅の整備など住環境改善に関する取り組み</p> 	<p>【住宅融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 融資限度額の引き上げ、金利の引き下げ、修繕金利の引き下げを随時実施し、連帯保証人の居住地要件を拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度融資限度額等 <table border="0"> <tr> <td>新築・購入</td> <td>700万円（金利3.2%）</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>500万円（金利3.2%）</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>300万円（金利1.5%）</td> </tr> </table> ・利用状況 平成6年度～平成16年度 20件 <p>【市営住宅の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 管理戸数 平成6年度27戸 平成16年度24戸 ● すべての市営住宅が昭和29、30年建築の木造建物であり、老朽化が著しく、入居者の退居があれば解体して更地管理をしている。 ● 平成15～16年度 5箇所（5団地）のうち2団地について下水道接続工事を実施 ● 下水道接続等により住環境の改善が図れた。 <p>【土地利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成5年度 城陽駅東地区地区計画7.4haを都市計画決定 ● 平成13年度 荒見田地区地区計画8.7haを都市計画決定 ● 平成14年度 川田地区地区計画0.7haを都市計画決定 ● 平成15年度 住宅市街地実態調査を実施し、市内の住宅市街地の実態把握を行う。 ● 平成16年度～ 木造住宅耐震診断士派遣事業を実施 	新築・購入	700万円（金利3.2%）	改築	500万円（金利3.2%）	修繕	300万円（金利1.5%）
新築・購入	700万円（金利3.2%）						
改築	500万円（金利3.2%）						
修繕	300万円（金利1.5%）						
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに比較的低くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、銀行等の低利融資があることから、本制度の利用は少なく、市民からみた施策の重要性はそれほど高くない。住宅資金融資制度については、銀行等金融機関が安定した収益事業として住宅ローンに力を入れ各種の優遇制度があり、公的制度の必要性が低くなっている。</p> <p>市営住宅に関しては、管理戸数は少数である。</p> <p>また、民間住宅への規制・誘導等の取り組みに着手したものの、達成状況は不十分である。</p> <p>これらのことから、宅地供給、公的住宅の整備など住環境改善に関する取り組みは一部未着手であるものの、市民からみた施策の重要性はそれほど高くないと言える。また、老朽化した木造住宅の耐震診断事業に着手したものの、全体の対象戸数からみて、達成状況は不十分である。</p>							

第 2 節 快適、安全で住みよいまちづくり

3 . 交通安全・防犯

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

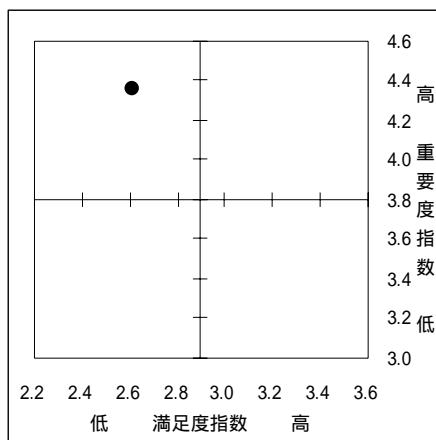
市民の交通安全を確保するため、歩行者、自転車と自動車との分離を図る道路の整備など、歩行者優先を基本とした交通安全施設の整備を図るとともに、総合的な交通規制や交通安全教育の普及、徹底による交通モラルの向上に努める。

犯罪を防止するため、防犯体制の充実や市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、家庭、学校、職域、地域などが一体となった自主防犯体制の確立を図る。

また、暴力を追放し、青少年非行や犯罪発生の誘因となる社会環境の浄化に努める。

市民アンケート結果	取組実績
-----------	------

(11)交通安全対策や犯罪抑止、防犯対策の強化に関する取り組み



【防犯】

- 平成 8 年度 「城陽市防犯推進条例」の制定
- 平成 16 年度 「城陽市不当要求行為等対策要綱」制定
- 要望書「交番の新設・充実と防犯体制の強化について」京都市府警本部をはじめ関係機関に提出
- 城陽市防犯推進委員協議会の取り組み
- 城陽市暴力追放推進協議会の取り組み
- 安全で安心なまちづくり市民大会の開催
- 広報紙による啓発記事の掲載

【交通安全】

- 歩行者、自転車の歩道整備を促進
- 交通対策協議会の主催者として交通安全の普及に努めた。
- 防犯灯の管理の一元化を図り、照度改善等に努める。
- 近鉄 3 駅の放置自転車対策を実施

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度が低く、重要度は高くなっている。

取組実績に示すように、交通安全意識の普及や交通災害援護などの取り組みが充実し、成果があがっている。また、歩車道の分離をはじめとする交通安全施設の整備や防犯意識の向上の取り組みについても、一定の成果がみられる。一方、放置自転車等対策の推進や防犯施設の充実については、取り組みは進んでいるが、達成状況は不十分である。

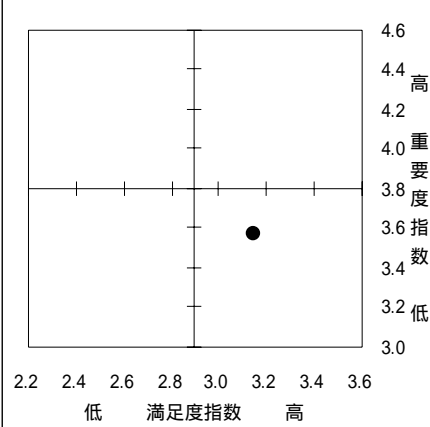
これらのことから、交通安全対策や犯罪抑止、防犯対策の強化に関する取り組みは一定の成果があがっているものの、京都府において、平成 16 年度に「犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」が制定されたことから、今後、城陽市においても検討が必要である。また、平成 17 年度において、城陽市地域安心安全情報共有システムを稼働している。今後とも取り組みの必要性の非常に高い施策であると言える。

第2節 快適、安全で住みよいまちづくり

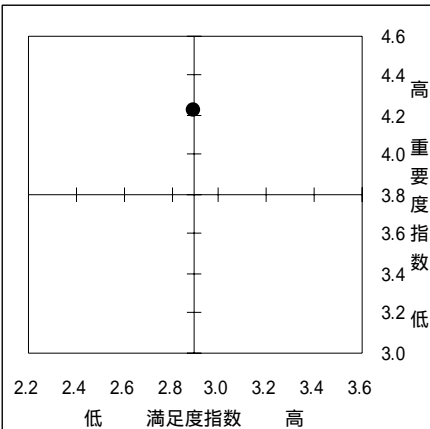
4. コミュニティ

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

子どもから高齢者まですべての市民の信頼と連帯感に支えられた心のふれあう地域社会を築くため、コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンター、集会所、公園等、地域住民のふれあいの場を地域の実態に即して適正に配置、整備するとともに、自主的なコミュニティ活動の振興、育成を図り、市民の自治意識の高揚に努める。

市民アンケート結果	取組実績
<p>(12)コミュニティセンターの整備など自主的なまちづくり、地域づくりを支援する取り組み</p> 	<p>【自治会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域集会所等建設に伴う補助金の改正 平成 8 年度 最高限度額を 150 万円に増額 平成 11 年度 最高限度額を 200 万円に増額 建物の賃借及び施設使用料を補助対象に追加 ● 自治会活動助成金の改正 平成 11 年度 自治会割を 1 万円増額 ● 自治会集会所建築等資金貸付の改正 平成 16 年度 限度額を 3,000 万円に増額 <p>【コミュニティセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 7 年度 青谷コミュニティセンター開館 ● 平成 7 年度 寺田コミュニティセンター開館により、コミュニティセンター6 館体制の完成 ● コミュニティセンター開館周年記念事業の実施 ● 平成 12 年度 北部コミュニティセンター改修及び駐車場整備 ● 平成 13 年度～ コミセンネットワーク事業の実施 ● 平成 14 年度～ 学校週 5 日制対応事業の実施 ● 平成 14～16 年度 コミセン I T 講習会を実施 ● 平成 14・16 年度 南部コミュニティセンター改修 ● 平成 16 年度 施設予約システムを更新し、インターネットからの検索、予約が可能となった。
<p>総括</p>	

市民アンケート結果によると、当施策は満足度が高く、一方、重要度はそれほど高くない。
 取組実績に示すように、コミュニティセンターネットワークの構築の取り組みで十分な成果があげられているとともに、コミュニティ組織の育成・支援やコミュニティリーダーの育成、コミュニティセンターの整備などその他の取り組みについても着実に進めてきている。
 これらのことから、コミュニティセンターの整備など自主的なまちづくり、地域づくりを支援する取り組みは比較的充足されていると言える。しかし、自治会加入率の減少が進むなか、防犯や災害等に対する地域での取り組みが、ますます重要となってきている。
 コミュニティ事業については、今後、事業が毎年同じ内容にならないよう、多彩な事業等市民のニーズにあった事業を検討する必要がある。また、市民が快適で安心して利用できるように、施設の維持管理を行っていく必要がある。

<p>第2節 快適、安全で住みよいまちづくり</p>	
<p>5. 防災・消防</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>市民の生命、財産を災害から守るため、防火・防災意識の高揚を図るとともに、総合的かつ強力な地域防災体制の確立を図る。</p> <p>このため、地理的・社会的条件の正確な把握により、危険個所の防災対策を講じるとともに、避難路、避難広場等の整備を図り、災害の発生・拡大防止に努める。</p> <p>また、災害の発生に迅速に対処できるよう、災害時の通信確保、防災情報の収集・伝達機能の充実や、消防力の強化に努めるとともに、地域住民による自主防災組織の確立を図る。</p> <p>さらに、救急・救助活動を迅速かつ的確に行うため、救急・救助体制の充実に努める。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(13)自然災害への備えなどの防災や消防に関する取り組み</p> 	<p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成8～15年度 防災備蓄倉庫・資機材を10箇所設置 ● 平成9～16年度 校区自主防災組織を8組織設置指導 ● 平成6～16年度 防災パトロール、防災会議を実施 ● 平成9年度 防災アセスメントの作成 ● 平成11年度 防災ハンドブックを全戸配布 ● 平成15年度 木津川洪水ハザードマップを作成配布 <p>【消防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成16年度 久津川消防分署開署、消防職員80人、3署々体制の確立 ● 平成16年度 女性消防団員10名を採用 ● 平成6年度 消火栓1,373基、防火水槽349基 ● 平成16年度 消火栓1,527基、防火水槽390基 ● 平成7年度 化学車更新、高規格救急車運用、平成8年度 指令システム更新、平成10年度 25Mはしご車更新、平成14年度 災害対応特殊救急車配備、平成16年度 消防車1台増強 ● 事業所、一般家庭等の防火指導を実施し、火災予防を充実。平成16年 事業所等の立入検査率45.7% ● 平成6年 救急出動1,597件、救急救命士2名 ● 平成16年 救急出動2,772件、救急救命士13名
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策の満足度は平均的であるが、重要度は高くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、久津川消防分署の開署及び組織体制の充実により、出動体制の強化が図れ、現場到着時間の短縮、救命率の向上等に成果があげられている。又、火災予防体制、救急体制、救助体制の充実についても取り組みが進んでいる。</p> <p>これらのことから、消防に関する取り組みは一定の成果が見られるものの、今後とも取り組みの必要性が非常に高い施策である。</p> <p>さらに、地域防災計画の策定や防災パトロールの強化、避難場所・避難路の確保の取り組みで十分な成果があがっている。また、防災組織の整備・防災意識の高揚、防災備蓄倉庫・資機材の整備、情報伝達網の整備、組織体制の充実、消防施設・機器の充実、救急体制の充実についても、取り組みを進めてきている。しかしながら、自然災害への備えなどの防災や消防に関する取り組みは一定の成果が見られるものの、今後とも取り組みの必要性は非常に高い施策である。</p>	

第2節 快適、安全で住みよいまちづくり

6. 環境衛生

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

一般廃棄物については、ごみの発生量の抑制、再資源化、エネルギー化をうながし、その減量化を図るとともに、収集体制の充実及び処理施設の整備に努める。

また、事業活動にともなう生じる事業系廃棄物については、事業者処理原則の徹底を図るとともに、広域処理施設の整備に努める。

一方、廃棄物などの不法投棄の監視・指導体制を強化し、その防止に努め、ごみのない清潔なまちづくりを推進する。

し尿処理については、下水道整備を推進し、水洗化の普及に努めるが、下水道が完備するまでの間は、現在の広域行政によって対処し、処理施設の整備を図る。

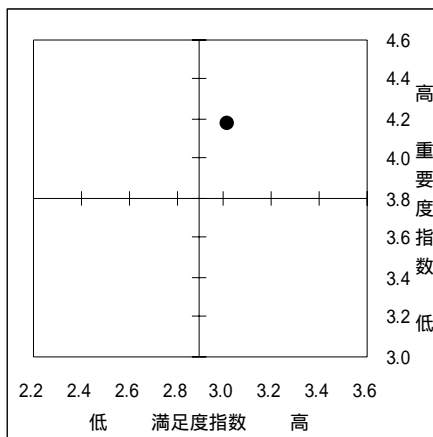
また、一般家庭用浄化槽についても、関係機関との連携のもとに指導の強化に努め、維持管理の徹底を図る。

さらに、快適な衛生環境のなかで生活できるよう、水路、道路などの清掃、空き地管理、害虫駆除などに努める。

市民アンケート結果

取組実績

(14)ごみの減量化や環境美化運動などの環境衛生に関する取り組み



【ごみの減量、再資源化】

● 燃やすごみ 平成 16 年度 20,591t (平成 11 年度比 386t 減)

燃やさないごみ 平成 16 年度 4,217t (平成 11 年度比 236t 減)

● 古紙類等集団回収補助、平成 16 年度 130 団体、回収量 4,070 t

● 生ごみ処理機等購入費補助

平成 6 年度 コンポスト容器実施、延べ補助件数 626 器

平成 9 年度 ボカシ容器実施、延べ補助件数 95 台

平成 12 年度 生ごみ処理機実施、延べ補助件数 539 器

● 平成 9 年度 分別収集実施 (トレイ・剪定枝は平成 13 年度から)

● 平成 12 年度 大型ごみ有料予約回収実施、延べ回収量等 220t

● 平成 13 年度 家電・パソコン有料回収実施

【不法投棄対策】

● 平成 11 年度 環境監視員の設置

● 平成 14 年度 監視カメラの設置

【浄化槽の維持管理】

● 合併浄化槽設置補助金の実施(平成 9～16 年度 113 基)

● 浄化槽の適正管理指導・啓発

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに高くなっている。

取組実績に示すように、家庭用浄化槽については補助制度により普及が促進され、空き地の除草についても指導による成果があがっている。

また、事業系廃棄物の処理・し尿処理体制の整備をはじめ、ごみの減量化・再資源化の推進についても一定の成果があがっている。

今後も、ごみの減量化や環境美化運動など環境衛生に関する取り組みを推進する必要がある。

第2節 快適、安全で住みよいまちづくり

7. 公害対策

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

市民が安全で健康な生活が営めるよう、関係法令にもとづき、公害防止対策を強力に推進し、環境基準の達成に努める。

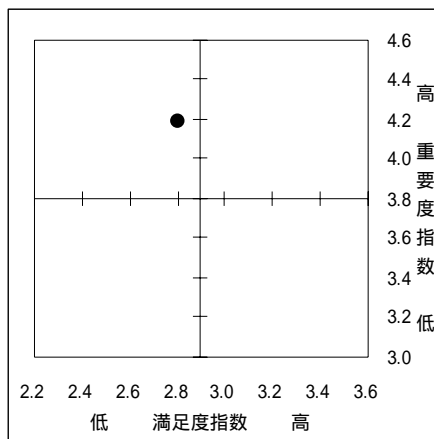
また、関係機関や地域住民との密接な連携のもとに、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の監視・観測体制の強化、充実を図る。

さらに、企業、市民の公害防止意識の高揚に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(15)地球温暖化防止や公害対策など環境全般に関する取り組み



- 大気測定の実施
- 公共用水域水質測定の実施
- 平成9年度 「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」の施行
- 平成11年度 環境監視員の設置
- 公害苦情件数 平成16年度53件(平成11年度比47件減)
- 平成12年度 事業場台帳システムの導入
- 平成12年度 騒音・振動測定の実施
- 平成14年度 「環境基本条例」の施行
- 平成14年度 「環境基本計画」の策定
- 平成14年度 地下水水質測定について4地点追加し計6地点とし強化した。
- 平成14年度 公害測定機器の整備(普通騒音計、振動計、レベル処理機、レベルレコーダー、pH計)
- 測定結果は城陽市環境報告書・市ホームページ等において公表

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度は比較的、低くなっている。一方、重要度は高くなっている。

取組実績に示すように、公害対策については、監視・測定体制や測定機器の整備、環境監視員の設置などによる、発生源対策の強化に取り組んでおり、成果があがっている。

今後は、公害対策に加え、地下水保全、地球温暖化防止等を含めた環境全般に関する施策の充実が求められている。

<p>第2節 快適、安全で住みよいまちづくり</p>	
<p>8 . 葬祭場・墓地</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】 市民の定住意識を高揚させるため、墓地公園などの建設を進めるとともに、市民が使用しやすい葬祭場の建設を検討する。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(16)葬祭場や墓地、火葬料補助に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 火葬料補助、平成 6～16 年度 5,428 件 ● 平成 12 年度 墓地経営営業許可の権限委譲により、墓地面積千㎡未満の墓地設置・変更許可業務が権限委譲された。 ● 平成 15 年度 市民意識調査結果 市営墓地 = 必要 29.2%、現状で満足 22.5%、必要なし 14.9% 市営葬祭場 = 必要 26.5%、現状で満足 22.4%、必要なし 18.7% ● 平成 15 年度 民間葬祭場調査の実施 ● 平成 7 年度以降、市内に民間葬祭場が 4 件建設され、1 日の最大利用可能数は 8 体となっている。なお、過去 5 ケ年の市内の平均死亡者数は 1.45 人 / 日となっている。
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策の満足度は比較的低く、重要度もそれほど高くない。 取組実績に示すように、市民の火葬費用の経費負担の軽減が図られており、使用のしやすさにおいて一定の成果があげられている。 葬祭場については現状で充足していると考えられるが、墓地公園については、今後、山砂利採取跡地の整備を含めたまちづくりの中で、検討していく必要がある。</p>	

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

1. 地域福祉

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

ノーマライゼーション理念の実現をめざし、市民相互のあたたかい心のふれあいの輪を広げ、社会的弱者を支え励ましあう福祉の風土づくりを推進する。

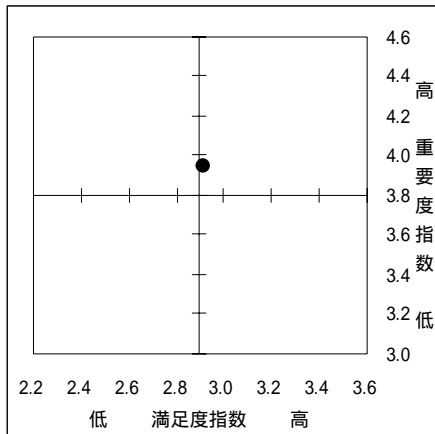
このため、地域住民の深い理解と協力のもと、相互扶助機能の強化を図るとともに、各種ボランティア活動の積極的な助長と地域福祉事業の育成、援助に努める。

また、援護を必要とする人たちが、家族とともに可能なかぎり、地域社会と密接なつながりをもって生活できるよう、在宅福祉対策の充実と専門的なサービスを提供する社会福祉施設の整備、拡充を図る。

さらに、高齢者や障害者などだれもが生活しやすいように、道路をはじめとする様々な都市施設の整備・改善を図り、すべての人々が住みよいまちづくり、社会環境づくりを進める。

市民アンケート結果

(17)身近な地域で安心した生活ができるサービスを提供する地域福祉に関する取り組み



取組実績

- 平成6年度 地域福祉計画の策定。策定後、毎年施策体系に基づき、事業の点検・進捗状況の把握を行なう。
- 平成15年度 社会福祉法により地域福祉計画の策定が規定される。
- 平成16年度 次期地域福祉計画の策定のための基礎調査として、市民2,000人を対象にアンケート調査を実施
- 平成17年度 調査結果等をもとに計画策定のため、「みんなで築く福祉のまちづくり」として、3つの基本理念のもと、5つの計画目標と体系別に業務を分類し、計画策定中
- 平成5年度 住みよい福祉のまちづくり推進指針を策定。平成7年度に京都府がまちづくり条例を制定。平成16年度に府条例の改正を受けて改正。対象となるまちづくり施設の新築・増改築の時期にあわせて、推進指針に基づき指導を行っている。
- 市社協を通じてボランティア登録の受付、相談や情報の提供、研修会等実施。平成16年度末現在ボランティア登録者975名
- 城陽市立福祉センターについて、平成9年度にバリアフリー化工事、平成17年度にエレベータ棟増築、耐震補強工事、設備等大規模改修工事を実施(年度末竣工予定)

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。取組実績に示すように、啓発活動の推進や福祉団体等の支援・充実等について取り組みが進められている。これらのことから、身近な地域で安心した生活ができるサービスを提供する地域福祉に関する取り組みは、概ね充足していると言える。課題等については、次期地域福祉計画を策定する中に反映させていく。

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

2. 高齢者福祉

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

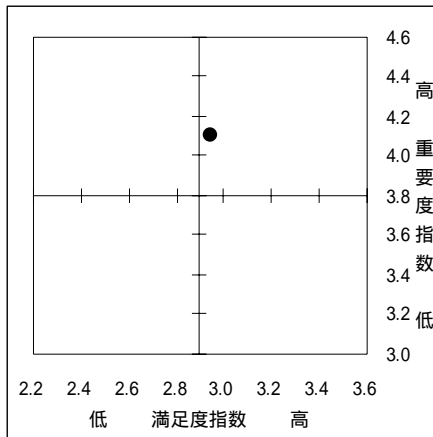
高齢社会にむけて、高齢者が健康でやさかな生活を送ることができるよう、敬老精神の高揚を図るとともに、健康管理体制や医療保障・年金制度の充実、老人福祉施設の整備に努める。

また、高齢者の長年の経験、知識を生かし、積極的な生きがいづくりを進めるため、就労の場の確保と、社会参加への機会拡充を図る。

さらに、寝たきり、ひとりぐらし等、援護を必要とする高齢者に対しては、在宅サービスの充実と地域援護体制の確立に努める。

市民アンケート結果

(18) 高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護・福祉サービスに関する取り組み



取組実績

【高齢者健康づくり、介護サービス】

- 平成8年度～敬老会事業についてはすべての校区社協で実施
- 平成9～11年度 5箇所 の在宅介護支援センター設置
- 平成9年度 西部老人福祉センター・デイサービスセンター・在宅介護支援センターの複合施設完成
- 平成12年度 介護保険制度創設、認定者 平成12年度末1,348人 平成15年度末2,078人
- 平成11年度 老人保健施設萌木の村開所
- 平成15年度 特別養護老人ホーム梅林園増床、グループホーム梅林園開所
- 平成15年度 グループホームまごころ城陽開所
- 平成15年度 グループホーム友愛開所
- 平成16年度 総合老人福祉センター陽寿苑多目的グラウンド整備工事完成

【老人保健医療】

- 平成10年度 第三者行為求償事務の開始
- 平成11年度 重複、頻回受診者に対して訪問による健康指導を開始
- 平成12年度 在日外国人高齢者特別給付金
- 在日外国人重度障害者特別給付金の支給

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度、重要度ともに比較的高くなっている。

取組実績に示すように、老人福祉センターの整備や相談体制、公的給付に関する取り組みが充実しており、成果があがっている。また、その他の在宅福祉、介護保険支援などの取り組みについても、一定の成果があがっている。とりわけ、介護保険制度については平成12年度からスタートし、これまでの間に、制度の定着が図られてきたところである。

これらのことから、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護・福祉サービスに関する取り組みは一定の成果が見られるものの、今後さらなる高齢社会を迎えることから、取り組みの必要性の高い施策であると言える。介護保険制度については、平成18年には大幅な制度見直しが行われたところであり、今後その対応が必要である。

老人保健医療については訪問による健康指導や医療費の状況等を広報、公共施設等で啓発することにより、医療費の適正化を図っている。

国民年金の給付を受けることができない在日外国人に対して、特別給付金を支給することにより福祉の向上を図っている。

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

3. 心身障害者(児)福祉

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

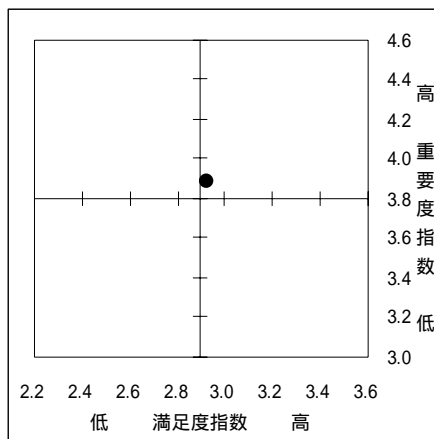
生涯を通じて、障害者がある力を最大限に発揮して社会活動ができ、充実した生活を営めるよう、機能回復のための療育、訓練施設の整備を図るとともに、授産施設における職業訓練の実施、就労能力の開発などにより、就労機会の拡充、確保に努める。

また、重度心身障害者をかかえる家庭に対しては、在宅サービスの充実や、ボランティア活動等、地域援護体制の確立を図る。

市民アンケート結果

取組実績

(19)障害者(児)の就労支援や福祉サービス提供などに関する取り組み



- 平成7年度 「高齢者等住宅改良助成事業」を創設。身体・知的障害者に対し、住宅改良等の相談・助言を行う。
- 平成10年度 福祉タクシー利用券交付対象者を療育手帳B判定まで拡大
- 平成11年度 京都府下で初めての知的障害者デイサービス事業を開始
- 平成12年度 障害者社会参加促進事業(国庫補助)を開始。難病患者等居宅生活支援事業を開始。福祉タクシー利用券交付対象者を上肢・下肢・体幹複合の1・2級まで拡大
- 平成14年度 身体障害者デイサービス事業、地域生活等の相談・支援体制の整備拡充として障害者生活支援事業を開始
- 平成15年度 在宅福祉サービスのうち、ホームヘルプ事業、短期入所事業、デイサービス事業が支援費制度に移行。利用者負担について、所得税非課税世帯は無料、課税世帯は国基準の70%程度の水準に軽減した。

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。

在宅福祉サービスの推進は、今後ますます重要な施策として取り組む課題である。

平成18年度から施行される障害者自立支援法により、利用者はサービスを受けることに伴い、定率1割負担が原則となる。市としては、利用者負担を軽減してきた経過から、新たな制度検討が必要となる。また、自立支援法では、3障害(身体・知的・精神)の一元的なサービスを提供することとなり、相談・支援の体制等においては新たな課題が生じることになる。

<p>第3節 みんなで築く福祉のまちづくり</p>	
<p>4. 児童・母子(父子)福祉</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>児童が心身ともに明るく健やかに育つよう、地域ぐるみで健全育成を図るための施設や体制を充実するとともに、児童公園や広場等、児童の安全な遊び場を整備する。</p> <p>また、核家族化の進行や働く女性の増加などにより、多様化する保育需要に対応するため、保育内容の充実を図る。</p> <p>さらに、家庭生活の安定と向上のため、関係機関相互の連携のもとに、児童相談、指導体制の充実・強化などに努める。</p> <p>また、母子(父子)家庭の自立を促進し、安定した生活が営めるよう、生活相談、生業指導、雇用対策などの援護措置を強化し、経済的、精神的な不安の解消に努める。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(20) 保育サービスや子育て相談の充実など子育て支援に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内全保育所で、乳幼児健全育成相談事業、園庭等開放事業を実施 ● 平成7年度 青谷保育園移転改築工事が完成 ● 平成9年度 乳幼児健康支援デイサービスセンターを開設 ● 平成11年度 子育て支援計画（じょうよう冒険ランドプラン）を策定 ● 平成12年度 地域子育て支援センターの運営開始 ● 平成14年度 市立久世保育園で19時までの延長保育を開始 ● 平成14年度 ファミリー・サポート・センター相互援助事業の開始 ● 平成15年度 不妊治療給付実施 ● 平成16年度 青谷学童保育所を改築 ● 平成16年度 全学童保育所で開所時間を18時までから19時まで拡大 ● 平成16年度 母子自立支援員を新たに配置 ● 平成16年度 市立保育所の施設整備及び運営に関する計画書を策定 ● 平成16年度 次世代育成支援推進事業行動計画を策定 ● 乳幼児医療費の支給（助成対象年齢の拡大） 平成8年度 2歳児入院、平成10年度 2歳児入院外 平成12年度 3歳児入院、平成15年度 小学校就学前（入院外は1ヶ月8,000円超え） 平成16年度 小学校就学前まで入院、入院外とも自己負担200円に助成を拡大
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策の満足度は平均をやや上回る評価となっており、重要度は比較的高い評価となっている。</p> <p>取組実績に示すように、保育内容の充実や私立保育園の助成、地域社会への活用、相談・指導の充実、学童保育所の充実、公的給付の充実など、種々の取り組みに力を入れており、成果はあがっている。</p> <p>これらのことから、保育サービスや子育て相談の充実など子育て支援に関する取り組みは、概ね充足していると言えるが、父子家庭への支援については、国の制度も未整備であり、今後の取り組みが必要である。</p> <p>乳幼児医療費の支給については府の助成制度を拡大し、市の独自施策として、小学校就学前まで入院、入院外とも自己負担200円で受診できるよう子育て世代の経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>不妊治療を受けている夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図っている。</p>	

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

5. 低所得者福祉

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

低所得者の生活の安定と生活基盤の確立を図るため、生活実態の的確な把握と生活相談・指導の充実、強化による適切な保護の実施、公的年金制度等各種社会保障制度の最大限活用を促進する。

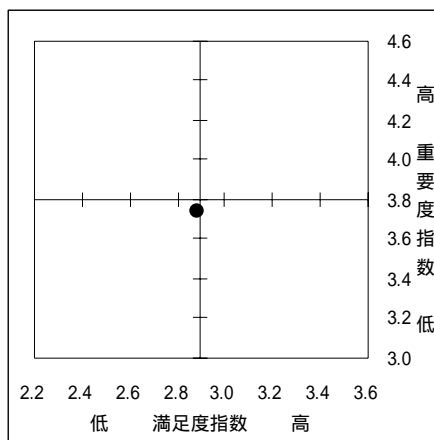
また、生活保護制度、年金制度については、社会情勢に即した改善、充実を図る。

さらに、授産事業、内職事業、職業指導等、就労対策の充実を図り、不安定就労者の自立更生を援助するとともに、生活意欲の助長、促進に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(21)生活困窮者やひとり親家庭への経済的支援や就労支援などに関する取り組み



- 生活保護の対象者や相談業務が増加する中で、平成 15 年度にケースワーカーを 3 名から 4 名に 1 名増員し、面接相談員を新たに 1 名配置して相談業務の充実に努める。
- 平成 17 年度 被保護者の増加により、ケースワーカーを 4 名から 5 名に 1 名増員する。
- 暮らしの資金の貸付については、従来より通年で貸付を行っており、10 万円を貸付限度に事業を行っている。

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、相談・指導の充実や生活保護制度の充実等について取り組みを進めてきている。

これらのことから、生活困窮者やひとり親家庭への経済的支援や就労支援などに関する取り組みは、概ね充足していると言える。

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

6. 女性施策

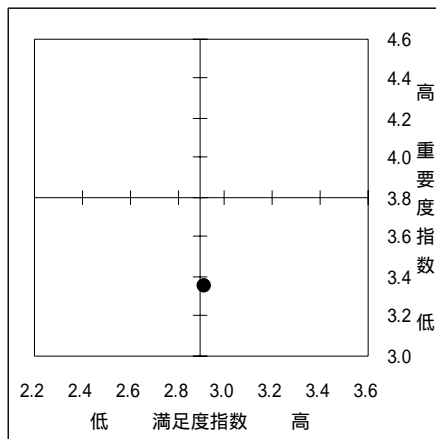
【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

女性の社会的地位の向上、就業の安定と条件の改善、母性保護など健康管理の推進、社会参加の促進を図るとともに、女性福祉施設の整備や女性団体の育成、学習機会の充実を図り、女性がその持てる能力や個性を十分に発揮できる真の男女平等、豊かな男女共同社会の実現に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(22)男女共同参画社会の実現に関する
取り組み



- 平成7年度 市長部局に「女性政策係」を設置
- 平成7年度～ 「さんさんフェスタ」を開催
- 平成11年度 「城陽市女性行動計画さんさんプラン」を策定
- 平成14年度 女性面接相談開始
- 平成15年度 女性電話相談開始
- 平成17年度 「城陽市男女共同参画を進める条例」の制定
- 女性政策だよりの配布
- 中学生向け冊子の配布
- 講演会・講座の開催

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は平均的な評価となっているが、重要度は低くなっている。

取組実績に示すように、女性施策については、行政推進計画の策定や啓発活動、相談・支援、人材の登用促進、学習機会の充実、雇用における男女平等の確立などの取り組みを進めてきており、一定の成果をあげている。しかしながら、労働条件の向上について取り組みを進めてきているが、達成状況は不十分である。

これらのことから、男女共同参画社会の実現に関する取り組みは概ね充足していると言えるが、今後、男女共同参画支援センターの開設やさんさんプランの見直しなどを行ない、さらに充実した取り組みを進める必要がある。

<p>第3節 みんなで築く福祉のまちづくり</p>	
<p>7. 勤労者福祉</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>すべての働く人たちの生活の安定と向上を図り、勤労意欲を高めるため、労働条件や労働環境の改善と、文化・社会活動、余暇活動などの拠点となる福利厚生施設の整備を図る。</p> <p>また、勤労者の職業能力の開発と資質の向上を図るため、職業訓練体制の充実に努めるとともに、失業者に対しては、雇用相談、雇用情報の提供など、失業者対策を推進する。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(23)労働環境の改善など勤労者施策の充実に係る取り組み</p>	<p>【教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 働く婦人の家における各種講座の開催 （平成6年度実施状況 18講座 146回） （平成16年度実施状況 33講座 123回） ● 城南地域職業訓練センターへの運営費補助（各種職業訓練及び講習会の実施） <p>【雇用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成11～16年度 緊急雇用創出特別基金事業の実施 （平成13年度延べ雇用者2,114人、平成14年度延べ雇用者4,561人） （平成15年度延べ雇用者5,779人、平成16年度延べ雇用者2,431人） ● 平成14～16年度 企業への相談窓口の委託 商工会議所に委託し、雇用対策・雇用開発及び国や府等の各種制度の周知や利用の啓発・相談等に対応 ● 平成14年度 城陽市企業立地促進条例の制定 ● 平成14年度 京都地域雇用促進会議山城中部（東地区）地域委員会の設置
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに低くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、労働者支援として各種講座の開催や各種制度の啓発・相談等の施策を実施しているが、市町村でできる労働施策には限界があり、関係機関との連携を強化する必要がある。</p> <p>なお、市民からみた施策の重要性はそれほど高くない状況となっている。</p>	

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

8. 消費者保護

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

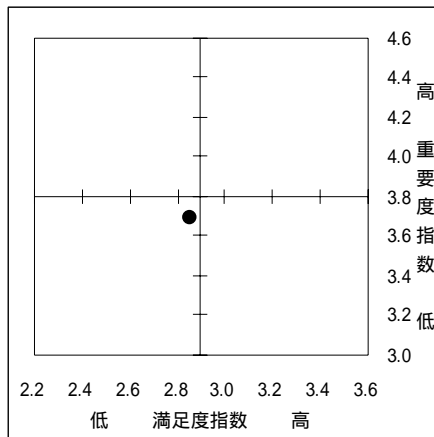
近年の商品の大量生産と流通の複雑化のもとで、消費者の安全と利益を守るため、消費生活に関する情報の収集、提供に努め、消費者意識の高揚を図る。

また、有害商品や誇大広告、不当表示商品などから消費者を保護し、消費生活環境の改善を図るため、苦情相談体制の充実、強化に努めるとともに、合理的な流通機構の整備を促進する。

市民アンケート結果

取組実績

(24)消費者保護に関する取り組み



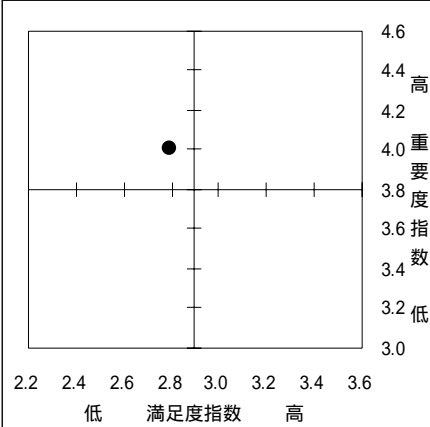
- 消費生活モニターの設置及び講習会・施設見学会の実施
 - 消費者教育等の実施(通信講座、消費生活講座(年2回)、広報特集号(年2回)、消費生活店(産業まつり)、出前講座)
 - 消費生活センター(消費生活相談)
 - 平成15年度 全国消費者情報ネットワークシステムの導入
 - 平成16年度～ ホームページへの「架空請求業者名リスト」の掲載
- 【消費生活相談件数】
- 平成6年度 265件
 - 平成16年度 1,451件

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、情報提供や啓発については充実している。また、相談体制についても強化してきている。

今後については、複雑化してくる消費生活相談に対し、情報提供や啓発の充実など、更なる施策の推進が必要である。

<p>第3節 みんなで築く福祉のまちづくり</p>	
<p>9. 保険・年金</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>医療機会の確保と健康の保持・増進、老後や不慮の事故における生活の安定を図るため、医療費の適正化や国民健康保険財政の健全化などに努め、保険・年金制度の長期的な安定を図るとともに、国民年金制度の周知徹底と加入促進などにより、無年金者の解消に努める。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(25)健康保険や年金制度の普及、生活設計に関する啓発など住民自身の備えを促す取り組み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険被保険者の疾病の早期発見、早期治療に努めるため、各種検診の勧奨と検診助成を行う。 ● 平成7年度 精神・結核付加金を創設 ● 平成8年度 脳ドック補助制度新設 ● 平成9年度 人間ドック補助制度定員の拡大（200人 250人） ● 平成10年度 人間ドック、脳ドック併用補助制度定員拡大（50人 100人） ● 平成11年度 人間ドック、脳ドック併用補助制度定員拡大（100人 150人） ● 平成15年度 人間ドック、脳ドック受診者の訪問による健康指導 ● 平成16年度 人間ドック、脳ドック併用補助制度定員拡大（150人 200人） ● さらに市民の健康に対する関心を深め、健康づくりへの気運、意識を高めるため実施してきた「ヘルスパイオニアタウン事業」は、平成9年度から「いきいき健康づくり推進事業」と名称を変更
<p>総括</p>	
<p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度が低く、重要度は比較的高くなっている。</p> <p>国民健康保険財政安定化のため国保料収納率向上と医療費適正化は国の補助を受け、積極的に取り組んできている。</p> <p>今後はさらに適正な賦課による収入の確保と支出（医療費）の適正に努め、国保財政の安定した運営を図る必要がある。</p> <p>医療費の適正化については、検診助成を行うなど保健事業を積極的に実施している。今後も高齢化や生活習慣病により医療費が増加する傾向にあることから、保健事業の継続と医療費適正化事業は引き続き実施していく必要がある。</p> <p>いきいき健康づくり推進事業実施にあたっては、関係各課はもちろん高齢者クラブ、コミュニティセンター等の事業の中でその地域の特性にあった健康づくり事業を実施している。</p> <p>市民全体の健康増進を図り、国保加入者の医療費の抑制をねらいとして実施している。</p>	

第3節 みんなで築く福祉のまちづくり

10. 保健・医療

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

健康は、市民が明るく充実した日常生活を送るうえで必要な最も基礎的な条件である。

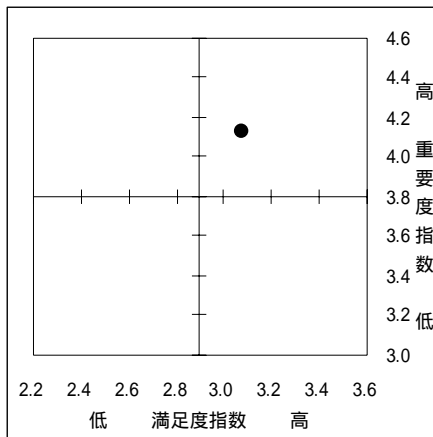
このため、保健センターを市民の健康を守る拠点とし、市民一人ひとりが日常的に「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識をかん養するとともに、市・保健医療機関等の連携や各種予防接種・検診・健康相談などの充実により、健康の維持増進から疾病の予防・早期発見・治療・リハビリテーションまでを、一貫して提供する地域保健・医療体制を確立する。

また、市民がいつでも安心して医療サービスが受けられるように、休日急病診療所や救急医療施設の拡充、強化を図る。

市民アンケート結果

取組実績

(26)健康診断や病気予防など健康づくり対策や身近な医療環境充実に関する取り組み



- 健康相談、健康教室の実施
- 食生活改善推進員の育成
- 平成7年度 予防接種の個別接種を開始（BCG、ポリオを除く）
- 平成13年度 高齢者インフルエンザの開始
- 平成14年度 基本健診に一部負担金を導入、成人歯科健診を開始
- 平成15年度 感染症対策マニュアルを作成、1歳6月児健診を1歳8月児健診に変更、幼児健診に「心理相談員」を配置
- 平成16年度 休診「地域連携・小児夜間・休日診療科」指定、3歳児健診に「読み聞かせ事業」を導入
- 平成17年度 新「健康管理システム」稼働

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度、重要度ともに高くなっている。

取組実績に示すように、健康づくりへの意識の高揚や活動の推進、予防、母子・成人・老人保健の充実や医療体制の充実の取り組みが進められ、一定の成果があげられている。健康記録システムの検討については、取り組みに着手をしているものの、達成状況は不十分である。

これらのことから、健康診断や病気予防など健康づくり対策や身近な医療環境充実に関する取り組みの達成状況は一定の成果が見られるものの、今後も引き続き、取り組みの必要性が高い施策である。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

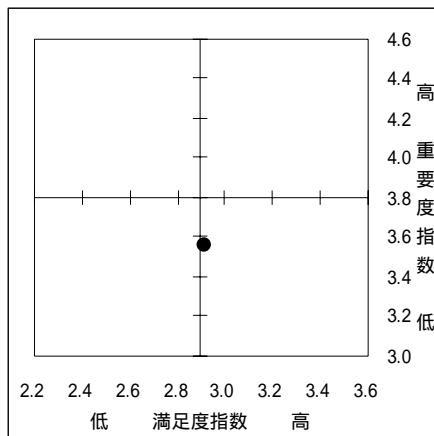
1. 生涯学習

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

いつでも、どこでも、だれでもが楽しく主体的に、かつ必要に応じて自ら学習できるよう、幼児教育、学校教育、社会教育などすべての学習を総合的に推進するため、体系的な施設整備など生涯学習の基盤や体制の整備を図るとともに、情報の提供、学習相談を充実し、学習機会の拡充に努める。

市民アンケート結果

(27)すべての学習を総合的に推進する生涯学習の充実に関する取り組み



取組実績

- 平成6年度 「城陽市生涯学習まちづくり計画」を策定し、計画に基づき生涯学習施策を推進した。
- 生涯学習センターの設置については、センターとしての施設は設置していないが、生涯学習情報、サークル・団体情報の提供や相談等、センター機能を果たした。
- 生涯学習に係る各種情報の提供を行い、市民の学習活動機会を拡大した。
- 平成6年度～ 「まなび Eye」年3回発行(平成14年度からホームページでも発信)
- 平成12年度～ 「子どもチャンネル城陽」年2回～4回発行
- 平成14年度～ 「じょうよう土曜日子ども広場」体験活動情報をホームページで毎月発信
- 生涯学習関係機関連携のもと、市民からの相談に対し、多様なニーズに応じた学習情報やサークル・団体情報の提供等を行い、自主的な学習活動を支援した。

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は平均的な評価となっており、重要度は比較的低くなっている。

取組実績に示すように、「城陽市生涯学習まちづくり計画」を策定し、生涯学習情報の提供などの充実した取り組みにより、市民の学習活動を支援してきた。しなしながら、著しい社会環境の変化に対して、現計画を今日的な視点により、時代の要請に応える計画に見直し、総合的な推進体制の整備を図っていく必要がある。また、生涯学習関係機関連携のもと、学習方法の開発や指導者育成、各種情報の提供、学習相談等の生涯学習システムの確立に努め、生涯学習センターとしての機能を果たしていく必要がある。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

2. 幼児教育

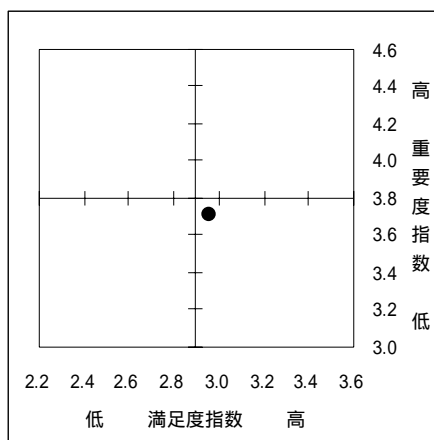
【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

人間形成の基礎を培うため、家庭生活や集団生活を通じて社会への適応性を養い、道徳性や創造性をはぐくむことができるような風土づくりや、心身の発達段階に応じた教育内容の充実に努め、幼児の調和のとれた豊かな発達を促す。

また、私立幼稚園の独自性を尊重しつつ、幼稚園と保育園の機能や制度等を十分考慮し、必要な措置を講じる。

市民アンケート結果

(28) 幼稚園における幼児教育の充実に
関する取り組み



取組実績

- 平成 12 年度 富野・深谷幼稚園の1室を開放し、幼児教育センターを開設（月～金）。子育て交流、情報の発信、相談の場を設ける。また、あそびのひろばも開始
- 平成 13 年度 富野・深谷幼稚園預かり保育の実施（火・金の週2日）
- 平成 15 年度 富野幼稚園舎改築及び大規模改造工事
- 私学教育の振興・助成として 私立幼稚園の保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助金の充実 教職員研修補助金の充実 園児の健康管理としての健康診断実施補助金の充実を図っている。

総括

市民アンケート結果によると、満足度は比較的高く、重要度は平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、公立幼稚園預かり保育については、社会環境の変化や保護者のニーズに応えるため、週2日を実施している。また、幼児を取り巻く環境の変化や、保護者と地域のニーズの多様化等に対応するため、公立幼稚園において、地域の幼児教育センターとして子育て支援の取組を実施している。さらに、私学教育の振興・助成に関する取り組みについても、市独自の補助額を増額し、公私間格差の是正を行い充実を図っている。

今後の課題としては、預かり保育について、利用する保護者のニーズを把握分析し、運営方法についても調査検討を進めていく必要がある。また、公立幼稚園における幼児教育センターについては、教育相談体制のさらなる充実が必要である。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

3. 学校教育

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

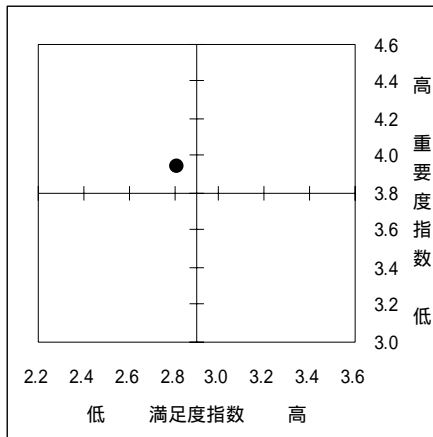
教育内容を充実し、学力・体力の向上を図るとともに、社会規範や創造性を養い、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人格の形成と生涯学習の基礎を培う。

また、計画的な義務教育施設の整備、充実を図るとともに、教職員の資質向上に努めるほか、学校、家庭、地域社会の有機的な連携のもとに、教育機能を高める。

さらに、豊かな教育環境と文化の向上を図るため、京都と奈良を結ぶ文化軸上に位置することや関西文化学術研究都市との近接性など本市の地理的、歴史的条件を生かし、大学等高等教育機関及び研究機関の誘致に努める。

市民アンケート結果

(29)市内の小中学校、高等学校の教育環境の充実に関する取り組み



取組実績

【教育内容の充実等】

- 英語指導助手 3 名を小・中学校に派遣し、英語の授業や国際理解教育での活用や、コンピュータ教室を小・中学校全校に整備し、情報教育を充実
- 小学校2年生以上で学力診断テストの実施による学習指導の充実
- 部活動を通じた児童生徒の自発性・実践力の育成、個性の伸長等を図るため、外部講師を配置する等、部活動の振興
- 小学校1年生を対象に歯科治療の助成を実施し、健全な歯の保持、健康の増進
- いじめや不登校児童生徒の増加に伴う「スクールカウンセラー」の配置や、学校・地域の安全対策として、学校・地域連携推進事業を実施

【教育施設の整備】

- 教育施設の大規模改造工事や耐震補強工事を計画的に実施。なお、富野小学校プール、城陽中学校体育館・プールについて、改築工事を実施

【学校給食の充実等】

- 調理場を一元化した学校給食センターを建設し、より衛生的で食の多様化に対応できる安心・安全で充実した給食を実施

総括

市民アンケート結果によると、満足度は比較的低く、重要度は比較的高くなっている。

取組実績に示すように、教育内容に関わり、英語指導助手の拡充や、外部講師の活用による部活動の活性化、いじめ・不登校の減少など、教育内容に関わって様々な施策を実施することにより一定の改善を図った。また、コンピュータ教室の整備拡充、学校・地域連携推進事業による安心・安全の学校環境の整備、また教育施設の整備や小・中学校完全給食の継続など、学校教育に係る環境整備が進んだ。

小・中学校の教育内容などの充実に関する取り組みは、一定の成果をあげているが、今後とも児童生徒一人一人を大切に、基礎・基本の学力の充実を図り、学校の安心・安全などの今日的な課題への対応や、教育施設の整備の促進等、施策のさらなる充実に取り組む必要がある。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

4. 障害児教育

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

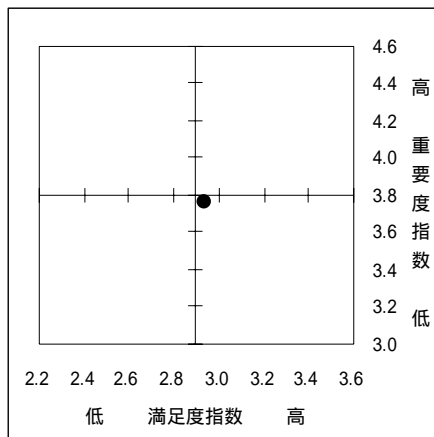
障害がある児童、生徒の能力、特性を伸ばすとともに、社会的自立を助長し、心身の健全な発達を図るため、福祉・医療機関などとの緊密な連携のもとで、それぞれの発達段階に応じた総合的かつ適切な教育を行う。

また、養護学校など関連施設の整備、拡充に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(30)特別支援教育（障害児教育）に関する取り組み



- 心身に障害のある児童生徒等の障害の種別、程度に応じた適切な就学指導を行うため、就学指導委員会を設置
- 従来の障害児教育の対象の児童生徒だけでなく、通常学級に在籍している LD(学習障害) ADHD(注意欠陥多動性障害)等の児童生徒に対しても適切な指導・支援を行っていくため、特別支援教育推進委員会を設置し、巡回相談等を実施
- 寺田南小学校に「ことばの教室」を設置し、ことばの遅れやつまずきがある子どもに対して、一人一人のニーズに応じて、その子の持っている力を十分出せるように指導や支援を実施
- 学校が組織する研究会が中心となり、障害児学級同士や、養護学校との交流学习等行事の取り組みを実施
- 小・中学校障害児学級へ就学している児童生徒の就学奨励として、特殊教育就学奨励費補助を行い、保護者負担を軽減
- 幼稚園就園指導委員会を設置して、障害のある幼児への適切な支援を実施

総括

市民アンケート結果によると、満足度は比較的高く、重要度は平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、LD、ADHD 等通常の学級に在籍する児童生徒については、これまで障害児教育の対象ではなかったが、近年のノーマライゼーションの進展の中で、これらの児童生徒への教育は、従来の障害児教育に代わって「特別支援教育」として進めていく転換期であり、学校において「校内委員会」やその組織の中心となる「特別支援教育コーディネーター」の育成等、国等の動向を踏まえながら推進していく必要がある。

寺田南小学校ことばの教室(通級指導教室)として、言語障害を対象とした発声訓練器具などの特殊な設備を設置しているが、設備の老朽化に伴う対応が今後必要である。

就学前から学校卒業後までを見通した総合的な支援の在り方について、検討していく必要がある。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

5. 社会教育

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

市民一人ひとりが生涯を通じて、多様な学習意欲を充たし、自らの資質の向上を図るため、学習の機会や場の充実に努める。

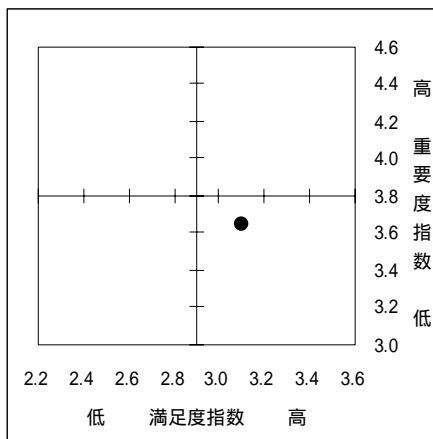
また、生涯にわたって幅広い学習活動が展開され、市民が時代の変化に対応した広い視野を培えるように、関係団体の育成など社会教育活動の充実に努める。

あわせて、市民の教育・文化に寄与し、高度情報化社会に対応した図書館を充実するとともに、地域サービス網の確立を図る。

市民アンケート結果

取組実績

(31) 学習活動や図書館の整備など社会教育の充実に関する取り組み



【生涯学習事業】

- 生涯各期の生涯学習事業の実施

【歴史民俗資料館】

- 平成7年度 歴史民俗資料館開設
- 常設展で古墳のまつりをテーマに市の歴史を紹介
- 開館以後、特別展・資料紹介を各々年2、3回実施
- 歴史・民俗に関わる情報提供（相談）の実施

【図書館】

- 平成7年度 文化パーク城陽に図書館開設
- 市民に提供する図書資料を計画的に整備
- 市民の教養向上・読書への関心を高めるための各種講座や講演会の実施
- 子どもの読書活動推進のために学校への本の貸し出しや学校おはなしキャラバンの実施等学校連携事業の実施

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度が高くなっている。重要度は比較的低くなっている。取組実績に示すように、生涯学習内容の充実や社会教育関係団体・指導者の育成、学習機会の拡充、空き教室活用による交流センターの設置等、学校開放の推進などに取り組み、十分な成果をあげている。また、図書館の整備や歴史民俗資料館の整備についても、取り組んできており、読書や市域の歴史や文化の情報発信を通じて市民の知的関心に応えることにより、市民の文化水準の向上に成果をあげてきている。

これらのことから、生涯学習活動や社会教育施設の整備充実が図られ、社会教育の充実に関する取り組みは比較的充足していると言える。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

6. スポーツ・レクリエーション

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

すべての市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう体育施設及び野外活動施設の拡充、整備を図る。

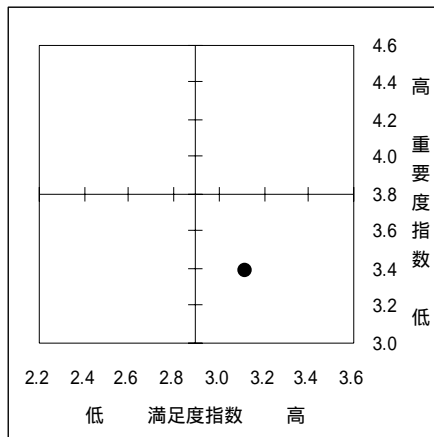
また、その振興を図るため、指導員を養成、確保するとともに、関係団体の育成に努める。

さらに、東部丘陵地を中心とし、市内の地域資源と有機的に結びつけた広域的なレクリエーション施設の整備に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(32)スポーツ、レクリエーション活動の充実にする取り組み



【スポーツ・レクリエーション活動の推進】

- ニュースポーツフェスティバル、地域巡回スポーツ教室によるニュースポーツの普及
 - いきいき健康づくり事業、スポーツ振興事業等、活動機会の充実
 - 学校プール開放、温水プール自由遊泳事業の展開
 - 体育協会への補助やニュースポーツ普及等によるスポーツ団体・グループの育成
 - インターネットによる利用状況の検索や予約等情報提供とサービスの向上
 - 体育館 12分1区分使用、1時間単位使用等のサービスの向上
 - 体育指導委員研修会等への参加啓発、体育指導委員自主事業開催支援等による指導者の養成等
- 【スポーツ・レクリエーション施設の整備】
- 市民テニスコート、寺田西小学校・東城陽中学校グラウンドへの照明設備設置
 - スポーツ施設改修計画及びスポーツ施設プランの策定
 - 第3セクター(株)サンガタウン城陽の設立
 - 多目的広場、河川敷広場、市民プール等の改修等の随時実施

総括

市民アンケート結果によると、満足度は高く、重要度は低くなっている。

取組実績に示すように、多種多様なプログラムの提供、スポーツ施設情報の提供やニーズに合わせたサービス向上を目指した取り組み等により、スポーツ・レクリエーション活動の推進については一定の成果をあげてきている。

一方、リーダーの養成やリーダーバンクの設置に関しては、今後、リーダーの活躍の場を明確化することが課題となっている。

スポーツ・レクリエーション施設の整備は順次進めているが、市民の質の高いニーズに応えられないことが課題となっている。

また、第3セクター(株)サンガタウンの設立と、京都パープルサンガの練習場誘致に伴い、観光資源の少ない本市の新たな観光資源として、まちの活性化に結びつけていくといった新たな課題に取り組んできている。

本施策は、市民アンケート結果から重要度の低い施策となっているが、高度情報化、少子高齢化社会に直面し、スポーツの意義について福祉施策ともあわせて検討していく必要がある。

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

7. 青少年健全育成

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

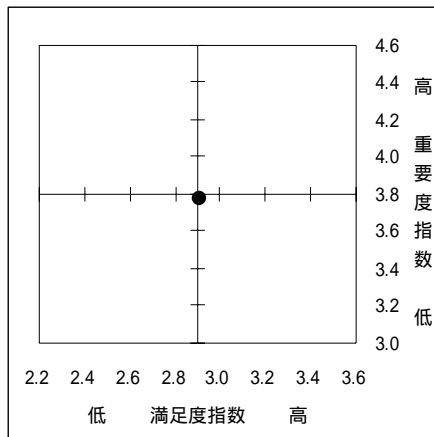
次代を担う青少年が健全に育つよう、家庭でのしつけ、学校における生徒指導の充実、及び地域社会における教育力の向上など、家庭、学校、地域社会が一体となって青少年に対する指導体制を充実するとともに、関連施設を整備し、健全育成の推進を図る。

また、青少年の社会参加と連帯意識の高揚を図るため、青少年組織の育成、活動機会の充実に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(33) 青少年の健全育成に関する取り組み



【健全育成体制の充実】

- 青少年行動計画策定への取り組み
- 「家庭と地域を考える講演と映画のつどい」の開催
- テント・飯ごうなどの野外活動用品、視聴覚教材の貸し出し
- 家庭教育テキストの配付・市民団体（青少年健全育成市民会議）との連携による相談活動の実施、相談機関の紹介
- 有害図書類等の実態把握のための一斉立入調査の実施
- 健全育成のパトロール、大型スーパー店との懇談会の開催

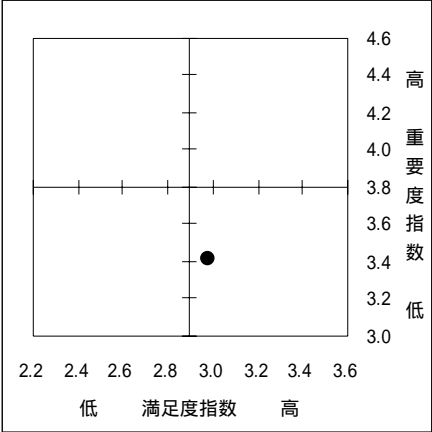
【青少年活動の推進】

- 「自然とのふれあい登山」の実施（市内在住の小学4年～高校生）
- 「オータムコンサート」の開催（5 中学吹奏楽部を中心に小学校も参画）
- 「青少年の意見」発表会の開催（市内在住の小学5年～青年の主張）
- 「あそびのはくぶつ館」の開催（主催：青少年健全育成市民会議）
- 「子ども会スポーツまつり」の開催（主催：子ども会後援会協議会）・子ども会等青少年組織の育成支援

総括

市民アンケート結果によると、満足度、重要度ともに平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、次代を担う青少年の健全育成について、市民による青少年育成の基幹団体である青少年健全育成市民会議と協働して、さまざまな取り組みを展開してきた。市民アンケート結果等から見れば、取り組みへの一定の成果は得られている。しかしながら、今日的課題として、若年層の不就労問題や少子化に関連した問題がクローズアップされている。「地域の跡継ぎ」である青少年を地域ぐるみで育てていくためには、地域の大人の力を結集して「地域コミュニティの再生」を図りながら、青少年の望ましい社会性や豊かな人間性をはぐくむさまざまな取り組みが必要である。

<p>第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり</p>	
<p>8. 芸術・文化</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>風土性豊かな文化創造の土壌を培い、市民の芸術・文化水準を高めるため、芸術・文化施設の整備、充実に努めるとともに、市民自らが創作し参加・活動する機会の拡充と、郷土芸能の伝承、文化行事、文化団体の育成を図る。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(34) 芸術や地域文化の継承・振興に関する取り組み</p> 	<p>【文化芸術の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 城陽市文化協会による市民文化祭、春いちばん文化まつり、市民教養講座の実施。文化芸術活動の拠点である文化パーク城陽、コミュニティセンターを中心に市民が自主的に活動し、文化芸術の振興が図られている。 <p>【文化パーク城陽の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成7年度 文化パーク城陽開館。文化ホールやプラネタリウム、コミュニティセンター、図書館、歴史民俗資料館などの複合施設として、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や市民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能を果たしている。
<p>総括</p>	
<p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度は高いが、重要度は低くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、文化パーク城陽やコミュニティセンターの整備を図り、これらを活動拠点として、市民の生涯学習活動や文化芸術事業の十分な成果をあげてきている。また、文化団体への助成を図り、郷土芸能の保存・伝承、文化の創造などに取り組んできている。今後も、文化パーク城陽の施設の利用増進、管理運営経費の節減に努めるとともに、文化団体や市民と一体となり、文化芸術施設としての機能役割が十分に発揮できるよう取り組んでいく必要がある。さらに、平成17年度に制定した「城陽市文化芸術の振興に関する条例」を契機にして、城陽市文化芸術推進会議の設置や文化芸術振興計画の策定を進め、文化に関する施策の充実を目指していく必要がある。</p>	

第4節 健やかな心身、豊かな文化をはぐくむまちづくり

9. 文化財保護

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

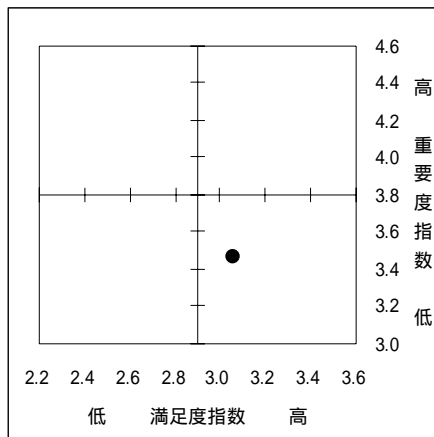
埋蔵文化財や民俗資料など、先人が遺した貴重な文化財を市民共通の財産として次代に引き継ぐため、調査・収集を進めるとともに、史跡指定などにより、その保護ならびに保存に努める。

また、市民が広く文化財を学習する場の確保、史跡などの積極的な活用を図るとともに、文化財保護思想の普及に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(35)歴史的遺産や文化財の保存・活用に関する取り組み



【文化財の活用】

- 平成7年度 森山遺跡整備、緑と歴史の散歩道整備
- 平成15～16年度 平川廃寺跡暫定整備

【文化財の保護・保全】

- 平成10年度 京都府登録文化財2件登録（おかげ踊囃絵馬：水度神社・中天満神社）
- 平成13年度 国登録有形文化財1件登録（近藤家住宅）
- 平成16年度 重要文化財1件指定（極楽寺木造阿弥陀如来立像）
- 平成6～16年度 各年度1～2件を市指定文化財に指定（計14件）
- 平成6～16年度 各年度2～9件の埋蔵文化財発掘調査を実施

【史跡の活用】

- 正道官衙遺跡整備、森山遺跡整備
- 平成15～16年度 平川廃寺跡暫定整備

【文化財調査】

- 市内全域民俗文化調査報告書刊行（全三巻）
- 古文書の調査・保存（目録作成・マイクロフィルムに収録）
- 市史の刊行（全四巻）

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度が高くなっている。一方、重要度は低くなっている。取組実績に示すように、文化財の活用や歴史民俗資料館の整備、市史の編纂は充実した取り組みによって成果をあげている。また、文化財の調査や文化財の保護・保存、啓発活動については、市内に存在する価値ある文化遺産の保存・調査を実施し、重要なものについては、国や府に対して指定の要請を行うなど、その取り組みについては一定の成果があがっている。しかしながら、文化財保護意識の普及・啓発については、充実したものとすることが必要である。

これらのことから、歴史的遺産や文化財の保存・活用に関する取り組みは概ね充足していると言える。

第5節 くらしを高め、地域の産業を育てるまちづくり

1. 農林業

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

大都市圏に位置する有利な地理的条件を生かして、生産及び流通体制の整備を図りつつ、野菜、果樹、花き、茶等の特産物の産地化をめざし、組織化された特色ある都市近郊農業の形成を図る。

このため、ほ場整備や用・排水路の分離、農道などの生産基盤の整備と有機肥料などによる地力の維持増進を積極的に推進し、優良農地の確保に努める。

また、施設農業の導入など農地の高度利用により、市場性、収益性の向上を図るとともに、経営の近代化、共同化、農業後継者の育成など、経営の改善と安定化に努める。

さらに、農作業の受委託や農地の流動化を促進することにより、中核農家の経営規模拡大を図る。

なお、青谷梅林、寺田いも、花しょうぶなどについては、観光とも結びつけた生産振興を図る。

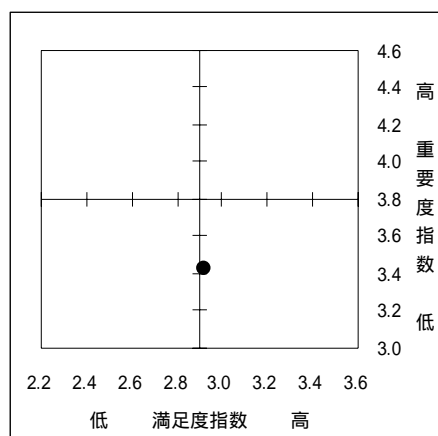
畜産については、経営基盤の拡充、経営内容の改善に努める。

東部丘陵地に広がる森林資源を保全し、森林のもつ公益的機能を高め、多角的な山林の活用を図るために、森林の人工林化、計画的な造林とその保育管理の推進、林道の整備を中心とした生産基盤の整備に努めるとともに、森林・緑地のレクリエーション的利用を促進する。

市民アンケート結果

取組実績

(36)農林業の育成・支援に関する取り組み



【農業基盤】

- 平成 14 年度 城陽市農業農村整備基本構想の策定
- 農道舗装改良等
土地改良区等への補助（平成 6～16 年度 84 件）
起債事業（平成 6 年度 1 件、平成 8 年度 1 件）
単費事業（平成 6～16 年度 30 件）

【生産振興】

- 平成 5 年度～ 地域担い手認定制度、農業者就農促進事業（平成 16 年度末 14 名）
- 平成 14 年度 湿田対応のトラクターの購入・JA 青壮年部への貸与
- 平成 15 年度～ 実行委員会方式による城陽旬菜市の開催
- 平成 15～16 年度 防鳥ネット設置補助
- 平成 15 年度 城陽市水田農業推進協議会の設置

【ふれあい振興】

- 茶まつり、農業まつり、梅まつりへの助成
- 産地キャンペーンへの助成
- 平成 12・16 年度 梅園の開設
- 平成 14 年度 市民農園の開設（JR 長池駅前 34 区画）
- 平成 15 年度 花しょうぶ園を観音堂地区へ移設
- 平成 6・15 年度 農家アンケート実施

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度は平均的であるが、重要度については低くなっている。

取組実績に示すように、後継者等の育成やふれあい農業の推進などの取り組みも一定の成果はあがっている。

ほ場整備の意向は少ない状況にあるが、高齢化も進展しており、農業農村整備基本構想に基づく基盤整備や担い手農家への農地の集約化を進めるとともに、集落営農組織化に向けた施策の推進を図る必要がある。

また、旬菜市（朝市）については、開催場所の選定・常設による開催・実行委員会から会設立・会員の拡大・生産履歴の義務化などの取り組みを促進し、地産地消の推進を図る必要がある。

<p>第5節 くらしを高め、地域の産業を育てるまちづくり</p>	
<p>2. 工業</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>自然環境と生活環境との調和を保ちつつ、本市をめぐる環境の変化を生かし、活力ある工業の振興を図る。</p> <p>このため、住工混在の解消や関西文化学術研究都市との近接性、大都市への交通便利性などを生かす新規工場用地の確保や基盤整備を進め、雇用機会の増大など経済的波及効果の高い先端技術などを生かした都市型工業の立地誘導と既存工業の振興を図る。</p> <p>また、経営の合理化、近代化の推進のため、経営指導の充実を図り、共同化、協業化を進め、経営基盤の強化に努める。</p> <p>とりわけ、金銀系加工業については、市場動向調査、商品開発、広報宣伝活動などを強化し、経営の改善を図るとともに、後継者の育成に努め、地場産業としての振興を図る。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(37)工業の育成・支援に関する取り組み</p> <p>重要度指数</p> <p>満足度指数</p>	<p>【経営指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営相談・金融相談・創業指導などの事業に対する城陽商工会議所への補助 ● 平成 14～16 年度 企業への相談窓口の委託 <p>【融資・助成制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 城陽市中小企業低利融資制度（マル城融資） 融資限度額の引き上げ 平成 6 年度 300 万円（略） 平成 15 年度 2,000 万円 融資窓口を金融機関へも拡大（平成 16 年度～） マル城融資実績（平成 6～16 年度 668 件） ● 城陽市小企業等経営改善融資利子補給（マル経） ● 特定退職金共済金補助 <p>【地場産業の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 16 年度 金銀系産業活性化プロジェクト設置 <p>【企業立地の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 14 年度 城陽市企業立地促進条例の制定（平成 16 年度末で 2 件の指定）
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策は満足度は平均的となっているが、重要度は比較的低下している。</p> <p>取組実績に示すように、融資や助成事業については、制度等の改善により成果があがっている。新たな企業の誘致等については、助成制度は設けられたが立地場所が不足している状況にあり、新規工場用地の確保が課題となっている。</p> <p>なお、市民からみた施策の重要性はそれほど高くない状況となっているが、経営者としての調査客数との関連もあると考えられる。</p>	

第5節 くらしを高め、地域の産業を育てるまちづくり

3. 商業・サービス業

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

商業者の経営の安定と、消費者の多様なニーズに即応する商業の振興を図る。

このため、経営指導や融資制度の充実に努めるとともに、商店経営の合理化、近代化を積極的に進め、共同化、組織化によって、経営基盤の強化に努める。

また、駐車場、交通条件の改善などによる商業環境の整備を進め、商圈の拡大と魅力あるショッピング・交流の場の形成をめざす京都南部地域の中核的な商業・業務機能の集積を図る。

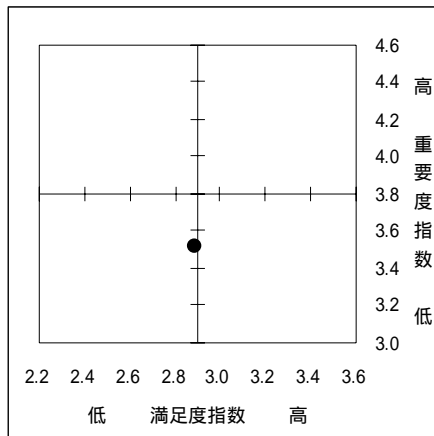
さらに、市民の日常生活の利便性を高めるため、日常生活に関連の深いサービス業の振興を図り、各地域の特性に応じた商業地の整備に努める。

本市の広域交通条件の向上を生かし、産業の高度化を促進するため、工業などを支援するサービス業や流通業などの振興を図る。

市民アンケート結果

取組実績

(38)商業・サービス業の育成・支援に関する取り組み



【経営指導】

- 経営相談・金融相談・創業指導などの事業に対する城陽商工会議所への補助

- 平成 14～16 年度 企業への相談窓口の委託

【融資・助成制度】

- 城陽市中小企業低利融資制度（マル城融資）
融資限度額の引き上げ 平成 6 年度 300 万円（略）
平成 15 年度 2,000 万円

融資窓口を金融機関へも拡大（平成 16 年度～）

マル城融資実績（平成 6～16 年度 668 件）

- 特定退職金共済金補助

【商店街等の活性化】

- 城陽市魅力ある商店街づくり推進事業費補助

研修・イベント販売促進補助

街路灯設置補助（平成 15 年度 1 件、平成 16 年度 1 件）

- 平成 15 年度 商業者アンケートの実施

- 平成 16 年度～ 商店街街灯電気料金補助

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は平均的となっている。重要度は比較的、低くなっている。

取組実績に示すように、経営指導の充実や融資・助成事業の充実等については取り組みを進めてきている。商業拠点の整備については、達成状況は不十分となっている。流通機能の整備等については未着手となっている。

これらのことから、商業・サービス業の育成・支援に関する取り組みの達成状況は不十分であるものの、市民からみた施策の重要性はそれほど高くない状況であると言える。

第5節 くらしを高め、地域の産業を育てるまちづくり

4. 観光

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

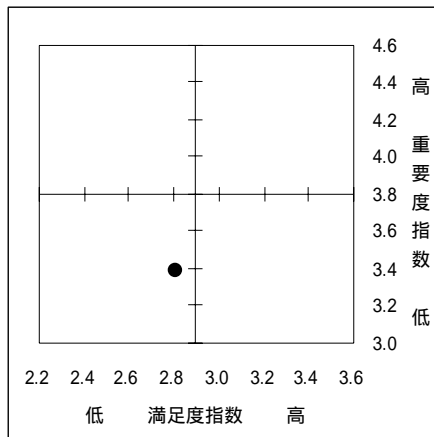
京都、奈良の文化軸上に位置する地理的条件を積極的に活用し、遺跡、社寺や青谷梅林、寺田いも、花しょうぶ等、本市のもつ資源を生かした観光の振興を図るとともに、それらと有機的なネットワークで結ばれた新たな観光拠点を東部丘陵地に整備することに努める。

さらに、交通施設の改善やレクリエーション施設、宿泊施設の整備など、観光客の受け入れ体制の充実を図るとともに、郷土芸能の保存、風土性豊かな土産品の開発に努める。

市民アンケート結果

取組実績

(39)観光資源の活用・整備、観光客の受け入れ体制の充実に関する取り組み



【観光受け入れ体制等】

- 平成6年度 JR 城陽駅前モニュメントの完成
- 平成7年度～平成10年度 山背古道サイン等の設置
- 平成7年度 山背古道推進協議会（城陽市、井手町、山城町、木津町）の発足
- 平成9年度 「緑と歴史の散歩道」駅前案内サインの設置
- 平成9年度 プラムイン城陽の開設
- 平成13年度 城陽市観光協会の設立
- 平成14年度 山背古道の道標を設置

【地域資源の活用】

- 緑と水辺のやすらぎ回廊整備（平成2年度～）、鴻ノ巣山散策道、花の小径の整備（平成5～7年度）、史跡森山遺跡の整備（平成7年度）、花しょうぶ園の設置（平成15年度）、梅まつり、花しょうぶまつりの実施、とことんウォーキング、スタンプラリー等の実施

【観光行事】

- 梅まつりの実施、花しょうぶまつりの実施、光のページェントの実施（平成14年度～）、さくらまつりの実施（平成15年度～）

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は比較的低く、重要度は低くなっている。

取組実績に示すように、地域資源を活用した施策が進められるとともに、市民参加型の観光協会が設立されて4年が経過し、種々の事業が展開され観光客の増加やまちのPRに一定の成果があがっている。

市民からみた施策の重要性は観光という言葉のイメージからかそれほど高くない状況であるが、今後も地域資源を積極的に活用し、観光客の受け入れ体制や土産品の開発等、観光協会と連携を図る中で取り組みを進めていく必要がある。

<p>第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて</p>	
<p>1. 人権と平和の尊重</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>平和や基本的人権の尊重は、人類普遍の願いであり、これを実現していくため、市民一人ひとりが平和を愛し、基本的人権を尊重する心豊かな社会の形成に努める。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(40)人権問題、世界平和の教育・啓発活動に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「平和のつどい」の開催 ● 平和のための小中学生広島派遣実施 ● 戦争体験記「永遠の願い」を中学3年生全員に配布 ● 平成12年度 「人権教育のための国連10年 城陽市行動計画」を策定 ● 平成13年度 京都府南部市町村で「山城人権啓発協議会」を結成 ● 平成15年度 「部落解放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」に名称変更し、関係法制度制定の運動を継続
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策の満足度は平均的な評価となっている。一方、重要度は比較的低くなっている。</p> <p>取組実績に示すように、基本的人権の尊重や平和都市の推進、啓発活動の充実など、全ての取り組みについて一定の成果があがっている。</p> <p>これらのことから、人権問題、世界平和の教育・啓発活動に関する取り組みは比較的充足されると言える。今後は、策定中の「城陽市人権教育・啓発推進計画」を中心に取り組みを進める必要がある。</p>	

第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて

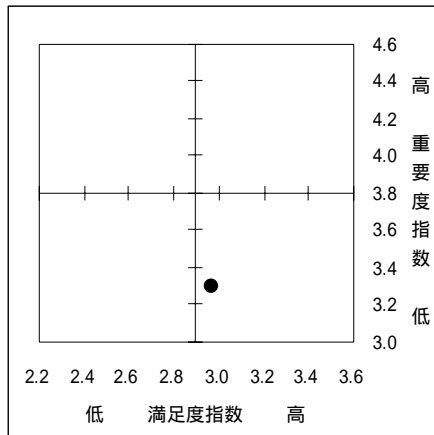
2. 国際交流

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

市民の国際感覚の醸成や諸外国との相互理解を一層推進するため、姉妹都市交流を拡充するとともに、関西文化学術研究都市を生かし幅広い分野での市民主体の国際交流活動に対する支援や国際理解学習の充実に努める。

市民アンケート結果

(41)国際交流に関する取り組み



取組実績

- 平成7年度 アメリカ合衆国バンクーバー市と姉妹都市盟約を締結
- 姉妹都市と職員交流や30周年記念式典への招待などによる交流を実施
- ホームページに英語及びハングルでの表記を加える。
- 城陽市国際交流協会事業へ補助金交付及び人的支援を実施
- 国際交流活動の補助事業として、市民による姉妹都市訪問団へ補助（京都城陽サッカー少年団等）
- 各種団体の受入事業として、海外からの各種団体を迎え入れ、相互交流を図る。
- 姉妹都市体験学習事業として、バンクーバー市ディスカバリーウォークへの参加
- 慶山市中学生派遣、受入事業の実施
- 英語、ハングル語の語学講座の実施
- 定期的な絵画の交換等による展示事業での交流
- 市民ボランティアによる取り組み

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は比較的高くなっている。一方、重要度は低くなっている。

取組実績に示すように、国際交流組織の育成や受け入れ体制の充実、姉妹都市提携の拡充、多様な交流の推進、国際理解の推進など、計画された全ての取り組みが進められ、一定の成果をあげている。これらのことから、国際交流に関する取り組みは比較的充足されていると言える。

第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて

3. 市民参加

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

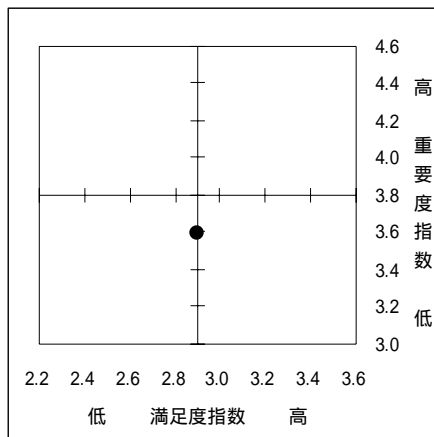
まちづくりの主人公であり、その担い手でもある市民の市政参加を積極的に進め、真に市民主体の市政をめざす。

このため、市民と市の役割分担の明確化、広報・広聴機能の充実、市民参加システムの確立を図るとともに、プライバシーの保護に留意しつつ、行政情報の公開を推進する。

市民アンケート結果

取組実績

(42)まちづくりや行政への市民参加の促進に関する取り組み



【情報公開制度】

- 平成元年制定の「城陽市情報公開条例」を全面的に改正した「城陽市情報公開条例」を公布（平成14年3月28日）施行（平成14年7月1日）した。
- 情報公開請求件数 平成6年度1件、平成16年度82件

【広報・広聴等】

- 平成8年度 広報紙の活字拡大と増頁
- 平成10年度 市公式ホームページ開設
- 平成15年度 広報紙の活字拡大とレイアウト一新
- 平成15年度 市民相談・女性課「相談係」を「市民活動支援係」へ改組
- 平成16年度 携帯電話版ホームページの開設
- 市政広報テレビ、FM放送による広報
- 市民公募による「広報モニター」の取り組み
- 市政懇談会の開催
- 市長ホットサロンの開催
- 市政だよりの発行
- 出前講座の開催

総括

市民アンケート結果によると、満足度は中位に位置しているが、重要度は比較的低いものとなっている。

取組実績に示すように、情報公開については、請求件数は増加してはいるが、請求者はごく少数の者に固定化している傾向が見られる。市民アンケート結果はこういった現状を表しているものと思われる。

広聴活動や広報活動については、広報紙において今後も市民への情報紙としての発行の充実が必要である。また、IT社会を反映し、ホームページによる情報提供も重要な手段となってきた。

一方、市民参加システムの確立については、取り組みに着手しているものの、達成状況は不十分である。今後、団塊の世代の退職層が増加することから、地域活動の受け皿をつくっていく必要がある。

<p>第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて</p>	
<p>4. 行政運営</p>	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>市民の多種多様な要望に積極的にこたえていくため、社会経済情勢に適した総合的、計画的かつ効率的な行政運営を進める。</p> <p>このため、行政組織の整備や、人事管理の適正化ならびに職員研修などによる資質の向上に努めるとともに、事務の標準化、機械化及び窓口サービスの向上など、行政の近代化を図り、最少の経費で最大の効果をあげることのできる行政を確立する。</p>	
<p>市民アンケート結果</p>	<p>取組実績</p>
<p>(43)市行政の効率化、サービス向上などの行政運営の改善に関する取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定員管理計画において事務職で平成 11～17 年で毎年 7 名の年齢構成の平準化を目的とした採用計画を実施 ● 平成 12 年度 業務調査を実施 ● 定員管理計画による職員数の削減。平成 10 年 4 月 1 日 636 人 平成 17 年 4 月 1 日 583 人 ● 社会変動、地方分権に対応できる職員研修（電算化対応・国際化・人事考課対応・市民協働）の実施 ● 平成 14 年度 人材育成基本方針の策定で人事考課制度の導入(平成 12 年度 制度構築、試行、平成 13 年度 月導入) ● 実施計画としてまちづくり推進計画を策定し、平成 11 年度よりシステム化 ● 平成 14 年度 行政運営を支援する庁内ネットワークシステムを構築 ● 平成 16 年度 事業評価システムの本格導入 ● 緊急財政健全化計画の取り組み効果額 平成 14～16 年度で約 21 億円 ● 社会情勢の変化や重要な行政課題に合わせて行政組織を見直し
<p>総括</p> <p>市民アンケート結果によると、当施策は、内部管理分野で認知度が低いものであり、満足度が低く、重要度は平均的となっている。</p> <p>取組実績に示すように、計画的な行政運営、行政組織の整備、適正な定数管理、職員の資質向上、事務の機械化、民間活力の導入等の取り組みについて一定の成果をあげている。</p> <p>これらのことから、市行政の効率化、サービス向上などの行政運営の改善に関する取り組みは比較的充足されているものの、社会経済環境の厳しい状況において、今後さらなる取り組みが必要である。</p>	

第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて

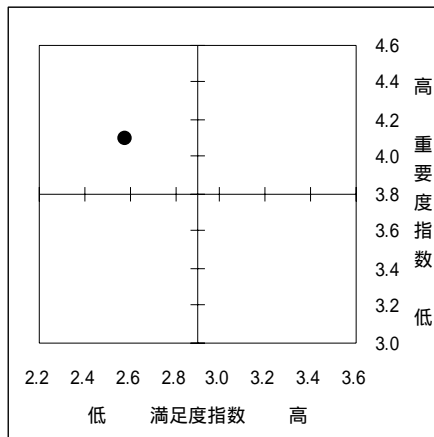
5. 財政運営

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

変動する社会経済情勢のもとで、ますます増大する財政需要にこたえるため、財政の合理的運営に努めることはもちろん、自主財源の確保・拡大を図り、安定した財政基盤の確立に努めるとともに、財政支出にあっては、国、府等の補助制度を有効に活用するなど、限られた財源を重点的に配分し、投資効果を高めるため、長期的展望にもとづく財政計画を樹立する。

市民アンケート結果	取組実績
-----------	------

(44)健全な財政運営に関する取り組み



- 平成7年度～ 枠配分予算のマイナスシーリングを継続実施
- 平成13年度～ 臨時財政対策債の発行
- 平成14年度 緊急財政健全化計画を策定
- 平成15年度 市税特別徴収班を編成
- 平成16年度 財政健全化債の発行
- 平成16年度 「いきいき城陽債」の発行
- 民間委託の推進
(主な委託業務) 一般廃棄物(家庭ごみ等)収集運搬業務委託、学校給食配送業務委託、学校給食調理等業務委託

総括

市民アンケート結果によると、当施策は満足度が低くなっている。一方、重要度は高くなっている。取組実績に示すように、計画的な財政運営、自主財源の確保、民間委託の推進等に関する取り組みについて一定の成果があがっている。これらのことから、健全な財政運営に関する取り組みは一定の成果が見られるものの、今後さらなる取り組みが必要である。

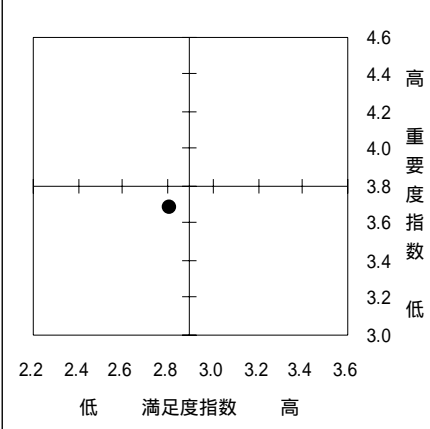
第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて

6. 広域行政の推進

【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】

社会経済の進展にともない構想実現のためには、市域を越えた広域の見地からの行政の推進が、各般にわたって必要となっている。

このため、隣接市町との情報交換、共同研究など、幅広い有機的な連携と機能分担のもとに、広域的に共通する問題についてその解決を図り、地域全体の発展をめざす。

市民アンケート結果	取組実績
<p>(45)周辺市町村との連携強化など広域行政に関する取り組み</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 京都南部都市広域行政圏推進協議会において、広域行政圏計画の策定、広域的課題に対応するための調査、研究、国・府等への要望活動等を実施 ● 木津川右岸開発整備促進協議会において要望活動等を実施 ● 市町村合併の検討を実施 ● 平成14年度「宇城久・綴喜地域合併・将来構想策定協議会」を設立し市町村合併について議論

総括

市民アンケート結果によると、当施策の満足度は比較的低くなっている。重要度も平均的な評価となっている。

取組実績に示すように、周辺市町村との広域連携や市町村合併の検討等、一定の取り組みを進めてきているが、達成状況は不十分であり、今後、周辺市町村との連携強化などにより、効率的な自治体運営に取り組む必要がある。

第6節 市民と一体となったまちづくりの推進に向けて	
7. 国・府等への要請	
<p>【取組方針（基本構想の施策の大綱内容）】</p> <p>この構想を実現するためには、市民と市のみでは達成することのできない多くの課題がある。このため、国、府及び関係機関に対し、その実施と協力、援助を強く要請していく。</p> <p>また、地方自治の本旨を実現するため、国、府に対し、権限の強化、財源の拡充、制度の充実など、自治権の保障と拡大について、強く働きかける。</p>	
市民アンケート結果	取組実績
該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 近畿市長会、京都府へ年2回の要望を実施 ● 国や京都府への要望については、随時実施
総括	
<p>取組実績に示すように、国・府等への要請については、積極的な働きかけを行い、成果をあげている。</p>	